

# 平成20年度定期防衛監察の結果について

平成21年11月11日

防衛省防衛監察本部

## 【目 次】

第 1 全般	1
第 2 秘密情報等の流出防止	
1 経緯	1
2 監察の基本的考え方	1
(1) 監察の視点	1
(2) その他	1
3 監察の実施方法	1
4 監察の結果	2
(1) 職員の意識	2
(2) 法令等の理解度	2
(3) 情報システムの整備状況	3
(4) 秘密保全措置等の実施状況	5
(5) 教育	6
(6) 人材の配置	7
(7) 紙媒体の管理	7

(8) その他	8
---------	---

5 改善策	8
-------	---

### 第3 入札談合防止

1 経緯	9
------	---

2 監察の基本的考え方	9
-------------	---

(1) 監察の視点	9
-----------	---

(2) その他	9
---------	---

3 監察の実施方法	9
-----------	---

(1) アンケート	9
-----------	---

(2) 実地監察	9
----------	---

4 監察の結果	9
---------	---

(1) 職員の意識	9
-----------	---

(2) 法令等の理解・教育	10
---------------	----

(3) 談合予防、競争拡大に向けた施策	11
---------------------	----

(4) 不正防止に向けた組織体制	13
------------------	----

(5) 業者との対応要領	14
--------------	----

(6) 入札過程の監視及び結果の検証	14
(7) 入札結果の検証に基づく通報	17
5 改善策	17
(1) 職員の意識	17
(2) 法令等の理解・教育	17
(3) 談合予防、競争拡大に向けた施策	17
(4) 不正防止に向けた組織体制	19
(5) 業者との対応要領	20
(6) 入札過程の監視及び結果の検証	20

#### 第4 自衛隊員倫理規程等の遵守状況

1 経緯	23
2 監察の基本的考え方	23
3 監察の実施方法	23
4 監察の結果	23
(1) ゴルフについて	23
(2) マージャンについて	23

(3) 飲食について	2 3
(4) 物品の贈与について	2 4
5 今後留意すべき点	2 4

## 第5 法令遵守の意識・態勢

1 概要	2 5
2 法令遵守の意識・態勢に関するアンケート	2 5
(1) 内容	2 5
(2) 対象機関及び回答者数	2 5
(3) 今後の予定	2 5
3 民間企業の懸賞論文への応募に関する実地監察	2 5
(1) 監察の経緯	2 5
(2) 基本的考え方	2 5
(3) 監察の実施方法	2 5
(4) 監察により確認した事実関係	2 6
(5) 問題点等	3 3

第6 その他	3 5
--------	-----

別紙第 1	実地監察の対象機関等（秘密情報等の流出防止）	36
別紙第 2	アンケート実施対象機関等（秘密情報等の流出防止）	38
別紙第 3	アンケート結果の概要（秘密情報等の流出防止）	39
別紙第 4	アンケート実施対象機関等（入札談合防止）	43
別紙第 5	アンケート結果の概要（入札談合防止）	44
別紙第 6	実地監察の対象機関等（入札談合防止）	48
別紙第 7	防衛監察対象職員数（機関等別）	49
別紙第 8	調査状況（自衛隊員倫理規定等の遵守）	50
別紙第 9	アンケート実施対象機関等（法令遵守の意識・態勢）	51
別紙第10	主な実地監察対象部隊等（民間企業の懸賞論文への応募）	52
別紙第11	空幕ファックスの部隊等への発出状況	53
別紙第12	前人教部長の書簡の部隊等への発出状況	54

## 第1 全般

この報告は、防衛大臣の命を受け、平成20年度に実施した「秘密情報等の流出防止」、「入札談合防止」、「自衛隊員倫理規程等の遵守状況」及び「法令遵守の意識・態勢」の定期防衛監察の結果を取りまとめたものである。

## 第2 秘密情報等の流出防止

### 1 経緯

平成19年度に引き続き、防衛省における秘密情報等の流出防止対策の現状について、定期防衛監察を実施した。

### 2 監察の基本的考え方

#### (1) 監察の視点

- 秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号。以下「省秘訓令」という。）等、防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号。以下「情報保証訓令」という。）等に基づき、機関等において行われている秘密情報等の流出防止対策の現状の把握。
- 機関等において、秘密情報等の流出防止対策を実施するに当たり、どのような問題点や障害があるのかという視点からの現状の把握。
- これらの問題点を解決するために、どのような改善策が必要かという視点からの現状の把握。

#### (2) その他

平成20年度の監察は、平成19年度の監察の成果を踏まえつつ、実施した。

### 3 監察の実施方法

#### ○ 実地監察

##### ア 対象機関等

別紙第1のとおりである。

##### イ 内容

職員との面談及び現場等確認を行った。

##### ウ 延べ日数・人員

監察に充てた延べ日数は85日、面談相手の延べ人員は1,733名である。

※ なお、平成19年度に実施したアンケートの概要は以下のとおりである。

##### ア 対象機関等及び回答者数

別紙第2のとおりである（総回答者数 27,732名）。

イ 結果

別紙第3のとおりである。

## 4 監察の結果

### (1) 職員の意識

秘密情報等の流出防止について、全般的に職員は高い意識を有しており、その必要性をよく認識している。

アンケート結果では、約85%の職員が、「職場における秘密保全の意識は高い」又は「どちらかといえば高い」と回答しており、「閲覧が許可されていない秘密情報を閲覧したいと思ったことがある」と回答した者の割合も、全体で約7%である。

しかし、陸・海・空自衛隊を除く機関等の一部では、秘密保全の意識が省全体から見て比較的低いことが確認された。これは、担当する職務等の違いから保全意識の個人差が大きいことが原因であると考えられる。

なお、一般的な傾向として、人事上の不満や多忙感が高いほど、保全意識や規則の認知度がおおむね低くなるという関係がみられた。

### (2) 法令等の理解度

防衛省における保全事故や業務用データの流出事案について、何が原因であると認識しているのか、職員にアンケートを行ったところ、「関係規則について、職員の意識が低かった」と回答した者の割合が、全体で約75%であり、「関係規則が十分に周知されていなかった」と回答した者の割合が、全体の約23%である。

また、平成18年以降、一連の事務次官通達等によって示された秘密情報等の流出防止対策の内容について知っているかという点に関しては、「知っている」又は「おおむね知っている」と回答した者の割合が、全体の約65%である。

そこで、実地監察を行ったところ、一般的に情報保証の関係規則類は複雑であると認識されており、その複雑さに起因すると考えられる理解不足がみられる。これにより、機関等の一部で業務遂行に支障が生じている。

なお、この点に関連して、秘密情報等の流出防止対策によって、業務遂行に支障が出ているか否かについて、アンケート結果では「支障が出ている」又は「少し支障が出ている」と回答した者の割合が全体の約32%に達している。

関係規則の複雑さに起因する理解不足によって業務に支障が生じている、又は、そのおそれがある主な事例は、以下のとおりである。

#### ① 情報保証と秘密保全との関係

多くの職員が、情報保証の概念を秘密保全と類似の概念として理解し、情報漏えいの未然防止に関心を集中している。この結果、情報資



産を適切に保全し、利用可能な状態にするという情報保証の本来の内容を理解しないまま、業務を処理している事例が多くみられた。

今後、この状況が継続すると、完全性、可用性、識別認証、否認防止の確保という情報保証本来の在り方から逸脱する可能性も否定できない。

## ② 業務用データの具体的内容

情報保証訓令第2条第9号において、「業務用データ」は、情報公開法に基づく不開示情報に該当する情報が含まれるデータと定義されているところ、実際の運用に当たっては、開示できる情報か否かの判断に迷うという事例があり、業務遂行に支障が生じていた。また、部隊によっては、「職務上作成した全てのデータ」と認識しており、情報保証訓令の内容が正確に理解されていなかった。さらに、保有個人情報に業務用データに該当することを意識していない職員も多くみられた。多くの職員は、業務用データの内容を正確に理解せずに業務処理を行っている。

## ③ 職場の定義

情報保証訓令第2条第8号において規定している「職場」の定義については、駐屯地や基地の敷地内、一棟の建物内、執務室内など、職員によって理解の違いがある。また、演習期間中においては講堂や演習場などを使用することがあるが、この場合において、職場の概念を大きくとらえ過ぎると、可搬記憶媒体等の管理が適切に実施できない可能性がある。

# (3) 情報システムの整備状況

## ア 官給品パソコンの充足状況

これまで、職場における私有パソコンを一掃するために、「秘密電子計算機情報流出等再発防止に係る抜本的対策の具体的措置について」（平成18年4月12日 防衛庁）に基づき、官給品パソコンが約5万6千台調達された。

実地監察において、私有パソコンの排除及び官給品パソコンの配布の各状況を調べたところ、私有パソコンは一掃されていること、海上・航空自衛隊の部隊等及び各機関においては、おおむね所要に合致して官給品パソコンが配布され、充足されていることが確認された。

しかし、平成19年度の実地監察において、陸上自衛隊の部隊等に旧式のパソコン等が多数存在していることが確認された。

その後、陸上自衛隊は、この状態を解消するために、官給品パソコン約1万台を調達したところである。

## イ 部隊等が独自に設置した情報システム等の管理

陸上・航空自衛隊の一部の部隊等においては、事務用に納入された官

給品パソコンを独自にネットワーク化した情報システム（以下「部隊等LAN」という。）を用いている。

具体的には、陸上自衛隊の一部の部隊等では、可搬記憶媒体の紛失等を防止し、電子計算機情報の組織的な管理を推進するために、部隊等LANを構築し、航空自衛隊の一部の部隊等では、プリンタの共有を目的とするものからサーバーによるネットワーク管理を目的とするものなど、様々な形態の部隊等LANを構築している。

これらの部隊等LANは、知見・技能を有する一部の職員によって個別に運営されている状況であるため、これらの者が異動すれば、じ後、組織的な維持管理が期待できない。

また、部隊等LANは、現行の情報保証訓令等の施行時点で既に運用を開始している限り、同訓令等が要求する情報システムの機能の検証に関する規定が適用除外となるため、現行の防衛省の情報システム技術基準を満たしているのか否かという観点から、厳正なチェックがなされているとは言い難い状況にある。

#### ウ ファイル暗号化ソフト

(ア) 現在使用されている防衛省のファイル暗号化ソフトは、技術上の動向に対応して改善すべき点がある。

(イ) ファイル暗号化ソフトの運用が、部隊等ごとに異なっており、業務遂行上の制約等となっている。

#### エ 可搬記憶媒体の管理

(ア) 可搬記憶媒体の管理の現状

実地監察を行ったところ、3件の可搬記憶媒体の紛失が確認された。これらは、関係機関等に通知済みである。

(イ) 可搬記憶媒体による電子計算機情報の管理

省秘訓令第14条第2項等において、秘密電子計算機情報、特別防衛秘密電子計算機情報及び防衛秘密電子計算機情報は、管理者又はその職務上の上級者が認めた場合を除き、可搬記憶媒体に格納しなければならないこととされている。

また、陸上自衛隊のほとんどの部隊等では、注意電子計算機情報についても、パソコン内蔵のハードディスクに保存せず、可搬記憶媒体に格納している。同様に、海上・航空自衛隊の一部では、情報システムからの電子計算機情報の流出を防止するため、業務用データをハードディスクに保存せず、可搬記憶媒体に格納している。

これらの措置により、可搬記憶媒体が増加する可能性があり、業務上の負担が大きくなるとともに、可搬記憶媒体の紛失のリスクを高める懸念がある。

(ウ) 可搬記憶媒体による保有個人情報の管理

防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第33号。以下「個人情報保護訓令」という。）等においては、保有個人情報を可搬記憶媒体に格納する場合に、暗号化を義務付ける規定はない。実地監察においても、保有個人情報を暗号化しないまま可搬記憶媒体に格納している部隊等の存在が確認された。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第6条第1項においては、保有個人情報の漏えい等の防止等のために必要な措置を講じなければならない旨定められていること、情報保証訓令においては、個人情報が業務用データとして位置付けられていること等を勘案すると、保有個人情報を可搬記憶媒体に格納する場合には、暗号化することが必要である。

(エ) その他

情報流出防止の対策は、一過性のものではなく、情報流出に係る事故等やリスクを把握した上で、関連制度を見直し、実効的な対策をとるという、P D C A（Plan Do Check Act：計画・実施・評価・改善）サイクルを確立することが必要不可欠である。

しかし、可搬記憶媒体を紛失した場合の内部部局への報告を義務付ける規定は複雑であり、一部に不備な点がある。

現行の規定では、秘密、防衛秘密、特定防衛秘密及び個人情報が格納された可搬記憶媒体の紛失については、省秘訓令第15条等や個人情報保護訓令第16条に基づき、内部部局への報告がなされることとなっている。しかし、注意以下の業務用データが格納された官給品の可搬記憶媒体を紛失した場合について、内部部局への報告を定める規定はない。

また、不正に業務用データを格納した私有可搬記憶媒体を紛失した場合には、情報保証訓令第45条に違反するものとして、内部部局への連絡が事実上なされているが、この点について、内部部局への報告を明確に定めた規定はない。

このような報告規定の不備により、P D C Aサイクルの確立に支障が生じるおそれ大きい。

**(4) 秘密保全措置等の実施状況**

ア 実地監察において、秘密保全措置等の実施状況を調べた結果は、以下のとおりであり、いずれも保全責任者等、特にその補助者等の業務が増加している状況が認められた。

(ア) 関係職員の指定

秘密保全、情報保証といった異なる制度ごとに、秘密の情報等を取り扱う関係職員を、それぞれ指定することとなっている。

この点、司令部等においては、秘密保全と情報保証の保全責任者等

の職務を別々の職員が分担しているが、現場の部隊においては、これらの職務が、事実上、一人の職員に集中している状況が常態化しており、業務上の負担が増加している。

(イ) 情報流出防止関係業務の増加

可搬記憶媒体等を管理するための簿冊の増加や私有パソコンの点検など、秘密保全及び情報保証関係の業務は、質・量ともに増加している状況である。

例えば、秘密電子計算機情報を格納する可搬記憶媒体については、省秘訓令等で要求されている秘文書の簿冊の整備に加え、情報保証訓令等に基づき、可搬記憶媒体について使用者名等を記載した管理簿を整備しなければならないとされている。

また、自宅の私物パソコンに業務用データが保存されていないか、また、ウィニー等のファイル共有ソフトがインストールされていないかといったことを点検することが、関連通達に基づき要求されており、これらは、おおむね厳格に実施されているが、その負担は大きいという意見が多い。

イ 既に述べたとおり、アンケート結果では、「秘密情報等流出防止に係る対策によって、業務遂行に何らかの支障が出ている」と回答した者の割合は、全体で約32%に達しているが、これは、このような業務の増加も、その背景にあるものと考えられる。

また、アンケート結果では、職場における業務の状況について、全体で約69%の職員が「多忙である」又は「どちらかといえば多忙である」と回答しており、約19%の職員が、業務多忙により秘密保全等の業務に「支障がある」又は「少し支障がある」と回答している。

現状では、多忙感が秘密保全等の業務に与える影響は、比較的小さいものと考えられるが、仮に、業務上の負担が、将来にわたって継続することになれば、秘密情報等の流出防止対策が形骸化するおそれも否定できない。

## (5) 教育

### ア 内容

#### (ア) 陸・海・空自衛隊

陸・海・空自衛隊の部隊等においては、事務次官通達で定められている保全教育の実施に関する指針に基づき、秘密保全に関する教育を重点的に実施している。情報保証に関しては、情報流出防止の観点から秘密保全の教育と併せて同時に実施している例が多い。また、端的に「やっていいこと」、「やっていけないこと」を教えている部隊等もみられた。

これらの教育の結果、秘密保全の重要性が職員に徹底しており、保

全意識はかなり高揚している。この反面、秘密に関する制度の複雑さ等により規則の理解度は不十分である。

なお、個人情報保護に関しては、秘密保全及び情報保証と比較して、教育はあまり実施されていない。

今後、秘密保全や情報保証に関する規則を更に理解させる教育のより一層の実施に加え、個人情報保護についても、教育を実施することが必要である。

#### (イ) その他の機関等

一部の機関等においては、関係者への教育を行っているものの、それ以外は、資料を回覧するなどにとどまっていた。教育の対象者を更に広げるなど、その充実を図ることが重要である。

#### イ 教育の工夫

一部の機関等においては、事例や絵図を用いた資料を作成し、職員に理解させるための努力を行っている。また、職員の理解度の確認を行うため、教育の最後に質問票を配布し、これに回答させるといったことを行っている機関等もある。教育効果の確認を行い、次の教育に反映させることは必要であり、今後とも継続することが必要である。

#### ウ その他

一部の部隊等では、秘密保全等の教育結果の記録を保存しておらず、教育内容を事後的に検証して、その改善を実施する上で支障が生じている。

また、情報保証及び個人情報については、教育結果の記録を保存し、上級機関に報告する制度が整っていない。

### (6) 人材の配置

防衛省における過去の保全事故や業務用データの流出事案について、何が原因であると認識しているのか、職員にアンケートを行ったところ、「情報技術に係る知識が不足していた」と回答した者の割合が、全体で約29%に達している。

実地監察を行ったところ、部隊等においては、情報保証に関する知見を有し、隊員を指導できる者が不足しており、計画的にこれら人材を養成して配置する施策が十分ではないことを確認した。

### (7) 紙媒体の管理

海上自衛隊の一部においては、業務用データの流出防止を徹底させるために、業務に関する個人メモを廃棄させ、職務上必要な資料を、組織で作成・管理する方向を打ち出している。

その他、陸上・航空自衛隊の一部においても、個人メモに省秘等の秘密情報を書き込まないように指導するといった措置が採られている。

業務上作成したデータの帰属意識について、職員にアンケートを行った

ところ、「国のもの」と回答しなかった者の割合が、全体で約32%であることから、紙媒体も含めた情報の組織的管理を推進することは、日常の情報管理業務を通じ、情報を組織で管理する意識を強化することにつながるものと考えられる。

#### (8) その他

現行の訓令等によれば、自衛隊の運用に関連する各種事態等が発生した場合においても、省秘訓令等に基づく秘の指定等の手続が要求されるので、このような場合における運用上の工夫や別途の手続の検討などが必要であると考えられる。

### 5 改善策

監察の結果から導き出される改善策は、以下のとおりである。

- (1) 部隊の実情を把握し、これに対応した施策を実施するため、可搬記憶媒体の紛失など情報の流出等に関する報告規定の見直しを行う必要がある。  
また、情報保証及び個人情報の教育について、実施した教育内容を事後的に検証するため、所要の記録の保存や上級機関への報告といった規定を設ける必要がある。
- (2) 情報保証訓令で定められている「業務用データ」、「職場」といった概念の定義について、見直しを行う必要がある。
- (3) 保有個人情報を可搬記憶媒体に格納する場合には、その暗号化を行うよう、個人情報保護訓令等を見直す必要がある。
- (4) 可搬記憶媒体の紛失のリスクを低減するために、その保有数を抑制する必要がある。また、これに関連して、省秘訓令第14条第2項等の規定の見直しを検討する必要がある。
- (5) 秘密保全等に関する関係職員、特に、保全責任者の補助者等について、業務上の負担が増加していることにかんがみ、必要に応じ、現行の人員配置を見直し、専従の職員を配置するなどの施策が望まれる。
- (6) 個人メモの保有を抑制し、情報を組織で管理することを検討することが望まれる。
- (7) そのほか、「4 監察の結果」で指摘した点について検討することが望まれる。

### 第3 入札談合防止

#### 1 経緯

装備品等及び役務の中央調達に関する施策等を対象とした平成19年度に引き続き、装備品等及び役務の地方調達並びに建設工事に関する施策等を対象として、定期防衛監察を実施した。

#### 2 監察の基本的考え方

##### (1) 監察の視点

- 法（独占禁止法、官製談合防止法等）の趣旨に照らして業務が適正に運用されているか否かという視点から、機関等において行われている入札談合防止対策の現状の把握。
- 機関等において、入札談合防止対策を実施するに当たり、どのような問題点や障害があるのかという視点からの現状の把握。
- これらの問題点を解決するために、どのような改善策が必要かという視点からの現状の把握。

##### (2) その他

平成20年度の監察は、平成19年度の監察の成果を踏まえつつ、実施した。

#### 3 監察の実施方法

##### (1) アンケート

- ア 対象機関等及び回答者数  
別紙第4のとおりである（総回答者数 3,018名）。
- イ 結果  
別紙第5のとおりである。

##### (2) 実地監察

- ア 対象機関等  
別紙第6のとおりである。
- イ 内容  
職員との面談、現場等確認及び契約関係書類の精査を行った。
- ウ 延べ日数・人数  
監察に充てた延べ日数は25日、面談相手の延べ人数は217名である。

#### 4 監察の結果

##### (1) 職員の意識

中央調達、地方調達及び建設工事のいずれも、アンケート結果では、約

76%から84%の職員が「入札談合防止に対する意識は高い」又は「どちらかといえば高い」と回答しているが、実地監察において個別に聴取したところ、建設工事に比べ、中央調達及び地方調達に関係する職員については、入札談合は一部の不心得者により行われる特殊なもので自分には無関係である旨を述べる者が多いなど、実際の意識は高いとは評価できない。

このように、アンケート結果と実際の意識との間にギャップが生じる理由としては、観念的には入札談合は悪いことであると理解しているものの、誰もが当事者となり得る身近な問題であることや、皆が入札談合を防止すべき立場にあることなどの意識が低いことが原因と考えられる。

また、中央・地方調達と建設工事の各職員間の意識のギャップについては、建設工事に関係する職員は、入札談合事案により防衛施設庁が解体されるという重大な事態を経験して間がない上、「防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策報告書」に示された様々な諸施策に取り組んできたことが原因と考えられる。しかしながら、建設工事を担当する職員も、官製談合の防止や業界関係者との適切な関係の確立に関しては意識が高い一方で、民間業者間で行われる談合を防止するための取り組みも必要であることまで十分に意識を有しているとは言い難い。

## (2) 法令等の理解・教育

中央調達、地方調達及び建設工事のいずれも、アンケート結果では、「入札談合に関する法律の内容について知っている」又は「おおむね知っている」と回答した者の割合が約38%から47%、「公共調達の適正化を図るための通知等の内容について知っている」又は「おおむね知っている」と回答した者の割合が約31%から53%であるなど、入札談合防止に関連する法令等に対する理解度は全般的に低く、「入札談合に関する法律について教育が実施されている」又は「おおむね実施されている」と回答した者の割合も約38%から51%にとどまっている。

これを踏まえ、実地監察において職員の理解度及び教育状況を確認したところ、理解していると述べる者の多くは、簡単な概要を知っている程度であった。また、教育状況も、法令等については、多くの機関等において、教育自体がほとんど実施されていない又は条文を紹介する程度の簡単なものが実施されているに過ぎず、内部通達等についても、手続面の教育が主で、談合防止に焦点を当てた教育は実施されておらず、多くが実務教育等の中での紹介や資料配布程度にとどまるなど、いずれも不十分であった。

※ なお、装備施設本部では、平成19年度の監察結果を踏まえ、職員の法令遵守意識の向上のため、課目数を増やすなどコンプライアンスセミナーの充実を図るとともに、入札談合防止に関係する法令等の概要や談合情報に対する対応要領等をまとめた小冊子を作成して職員に配布するなどの対策を講じている。



### (3) 談合予防、競争拡大に向けた施策

#### ア 一般競争契約の拡大

##### (ア) 中央調達及び地方調達

各機関等においては、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日財務大臣通知）が発出されたことを受け、従来随意契約としていた契約を見直し、一般競争契約を拡大している。また、一部の機関等においては、法令上、指名競争契約や少額随意契約によることが可能な場合についても一般競争入札を実施するなど、競争性を高める取り組みが行われている。さらに、各機関等においては、指名競争契約や随意契約を行う場合も、公募や企画競争を行うことによって競争性の確保に努めている。

しかしながら、随意契約については、いずれの機関においても徐々に減少している一方で、いまだに件数・金額ともに契約全体に占める割合が高いままであり、新規参入も少なく、公募等を行っている効果もほとんど現れていない。また、一般競争入札を実施した契約についても、実際に新規参入者が増加したものは少なく、一般競争契約の多くで、受注実績のある1者又は数者のみによる応札が繰り返されている上、複数者が応札していても、落札業者以外が一斉に辞退する、あるいは最低価格（いわゆる1位札）の応札業者が変動しないなど、落札業者以外の受注意欲が乏しいと思われるものも多くみられる。

このように、新規参入が容易な手続の実施を拡大しているにもかかわらず、実際の新規参入者が増加しないなど実質的な競争性が乏しいのは、建設工事の場合は、新たな設備投資等をせずに新規参入が可能であるのに対し、防衛装備品の場合には、新規参入に新たな設備投資等のコストを要することが多い上に、汎用性がなく、納入先が防衛省に限られるなどの理由により、業者側が新規参入に意欲的でないことが主な原因であると考えられる。しかしながら、発注側である防衛省においても、形式的に一般競争入札や公募等を実施しているだけで、実質的な競争性を高めるための取り組みが不足している。具体的に言えば、調達担当については、汎用性があるかどうかといった調達内容の性質に応じた業態調査の実施等、調達要求元については、複数企業からの提案を求めたり、仕様書の記載方法の工夫をすることなどがそれぞれ考えられるが、かかる努力が不足している上、調達担当と調達要求元の情報共有も不十分である。

##### (イ) 建設工事

平成19年7月から、安全保障に係る調達等を除き、すべての建設工事について、原則として一般競争入札を適用することとしている（なお、安全保障に係る調達等についても、公募型指名競争入札又は企画

競争を実施して競争性を確保している。)。また、これに先立ち、平成17年度から、原則として、いわゆる不落随契を行わないこととするとともに、入札を2回までとし、2回目までに落札者が決定しない場合には、再度公告手続を行うこととしている。

しかしながら、年度末は、入札辞退や入札不調により入札が成立しない案件が相次ぐなどし、施設整備に重大な影響を及ぼすおそれが認められることから、2回目までの入札で落札されなかった案件につき、再度公告手続を経ることなくそのまま3回以上の入札が行われているほか、部隊運用等に支障を生じるものなどについては、不落随契も実施されている。

## イ 電子入札や総合評価方式等の新制度の拡大

### (ア) 電子入札の活用

#### a 中央調達

平成16年に導入されたものの、平成19年度までは入札書による入札（いわゆる紙入札）との併用とされていたため、平成20年3月末までの利用件数は15件にとどまり、ほとんど利用されていなかった。

※ なお、装備施設本部では、平成19年度の監察結果を踏まえ、原則として、電子入札による入札・商議を行うこととし、利用促進を図っている。

#### b 地方調達

「装備品等及び役務の調達における改善措置について（通達）」（防経装第8632号。18.9.7）においては、現在政府全体で導入が検討されている契約業務に係る府省共通業務システムの構築に併せて導入を促進することとされているが、現在のところ導入されていない。

#### c 建設工事

平成15年に導入されて以降、実施範囲が段階的に拡大され、平成19年度からは全面的に実施するものとされた。これにより、同年度は全契約件数の約95%で実施されたが、一部の地方防衛局においては、電子入札を実施する時間的な猶予がない年度末に限り、紙入札のみを実施したため、同年度の電子入札の実施率が低くなっている。

### (イ) 総合評価方式の拡大

#### a 中央調達及び地方調達

装備品等及び役務の調達については、平成18年度以降、総合評価方式の適用が義務付けられている医療用器材等の特定調達物品を除くと、わずか1件しか行われておらず（中央調達・海上自衛隊の

練習用ヘリコプター)、同方式の実施が拡充していない。また、活用促進に向けた対策や教育等も不十分であり、現状のままでは利用の拡大は見込めないものと考えられる。

b 建設工事

平成18年度に総合評価方式が導入されて以降、対象工事を段階的に拡大しており、平成20年度からは原則としてすべての建設工事で実施することとされている。

(ウ) 公益通報者保護制度及び電子目安箱の周知

「公益通報者保護制度について知っている」又は「おおむね知っている」と回答した者の割合が約43%から59%にとどまるというアンケート結果を踏まえ、実地監察において確認したところ、公益通報者保護制度や電子目安箱の具体的な制度内容や通報等の窓口については、大半の者が知らないのが現状であり、周知のための具体的な措置も講じられていない。

**(4) 不正防止に向けた組織体制**

ア 中央調達及び地方調達

装備施設本部においては、装備品ごとにライフサイクルコスト管理を行うため、装備品の種別で分けられた物別課室（艦船課、航空機第1課等）に種類・機種別の班（5～6名）を設け、各班に契約、原価計算及び契約管理の担当者を置いている。

これにより、契約、原価計算、契約管理の各業務がすべて同じ班内で行われ、各業務間の相互牽制がおろそかになる可能性があることから、これを補完するため、調達に係る運用基準の作成と調達業務の各担当部署を分離するとともに、防衛調達審議会（装備品等及び役務の調達に関する規則等について審議するために、防衛省に設置された第三者的機関であり、部外の有識者で構成されている。）、民間法人、統括調達官、経理装備局及び装備施設本部の各監査課並びに指名随契審査会等による重層的なチェック体制を構築している。

しかしながら、上記チェック体制については、それぞれの役割が明確に区分されているとは言えず、例えば、物別部単位で配置されている統括調達官は、内部者の立場で指導を期待されている一方で、経理装備局監査課及び装備施設本部監査課の業務を兼務し、相反する機能を一人で担っており、中立性が確保されていないなどの問題がある。また、不正を防止する態勢が機能しているか否かという予防的観点からのチェックも、十分に行われていると言い難い状況と判断される。さらに、契約、原価計算及び契約管理の各業務が班単位で集約されているため、班長が全業務を指導する立場に置かれていることも、責任が一人に集中するという点で問題がある。

なお、地方調達には、契約、原価計算及び監督・検査の各業務間において相互牽制を図るため、契約業務は契約課（班）、原価計算業務は原価計算課（班）、監督・検査業務は各部隊等で実施する体制とし、各業務を分離することにより相互牽制を働かせる体制としている。

#### イ 建設工事

平成19年9月に設置された地方防衛局においては、契約業務と積算業務の相互牽制のため、契約部門を積算部門から分離し、積算業務は調達部、契約業務は総務部でそれぞれ実施する体制としている。これにより、以前よりも相互牽制が働く体制が整えられたものの、総務部の所掌事務は入札及び契約の事務手続のみであり、調達部で作成する仕様書の内容まで点検していないなど、相互牽制が十分に機能していない点もみられる。

また、会計監査機能の強化を目的として、総務部（契約部門）から独立した会計監査官（1名）が各地方防衛局に置かれ、会計監査業務を担当しているが、入札監視委員会（入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するために、地方防衛局に設置された第三者的機関であり、部外の有識者で構成されている。）の指摘事項を踏まえた会計監査は実施されていない。

### (5) 業者との対応要領

業界関係者との対応については、「調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者と接触する場合における対応要領について（通達）」（防経装第8303号。19. 8. 30）（以下「対応要領」という。）が定められているところ、各機関とも物的・人的な制限がある中で、例えば、業界関係者と接触を行う区画を設けたり、原則として複数の職員で対応したりするなど、対応要領の遵守に努めていることを確認した。しかしながら、一部、多忙等により複数の職員で対応できなかった例や会議室等の不足により要領の遵守に困難を来した例も認められた。

また、対応要領では、不当な働きかけが行われた場合のみ、業者との対応の内容を含めた対応状況の詳細を報告する接触報告書を作成することとされているところ、実地監察を実施した機関等については、接触報告書を作成した事例は確認されなかった。

この接触報告書のほかは、一部の機関等において来訪者の氏名等を記録する帳簿を独自に設置している程度であり、不当な働きかけの有無にかかわらず対応内容を記録する仕組みは設けられておらず、対応状況を検証できない点が問題である。

※ なお、装備施設本部では、平成19年度の監察結果を踏まえ、業者と接触した場合に記録を作成するように通達を定め、改善を図っている。

### (6) 入札過程の監視及び結果の検証

## ア 不自然な入札過程の監視や結果の検証

### (ア) 中央調達

装備施設本部では、入札経緯等検討会を設置し、入札検証システムを用いて入札経緯を検証する要領を作成し、各担当部署に検証を指示しているが、実地監察において確認したところ、職員の多くが、この検証指示の存在を認識しておらず、周知が不十分であった。現に、アンケート結果では、「不自然な入札が無かったか事後的・統計的な分析を実施している」又は「おおむね実施している」と回答した者の割合が約32%にとどまっている。また、検証要領に示されている分析要素も、談合の疑いの有無を判断する上で必要な程度に多角的かつ詳細なものとはなっておらず、その実施状況を上司等へ報告するようにもなっていない。

※ なお、装備施設本部では、平成19年度の監察結果を踏まえ、検証要領に分析要素を追加するなどの措置を行った上で、契約担当者に対する集合教育を実施するとともに、内部監査において入札経緯の検証状況を点検することとし、検証実施の促進を図っている。

### (イ) 地方調達

「入札状況に係る報告等に関する措置について（通知）」（経装第8633号。18.9.7）において、1千万円を超える契約については、経理装備局に対して入札結果の報告を行うものとされており、同局監査課により、不自然な入札案件が抽出され、防衛調達審議会で審議されている。しかし、各機関等において入札過程や結果の分析を独自に実施している例はほとんどない。また、入札過程や結果を分析するための検証要領もなく、教育も実施されていない。

### (ウ) 建設工事

#### a 入札過程における監視（工事内訳明細書の点検）

入札参加者から提出される工事費内訳明細書について、装備施設本部が作成した検証システムを用い、他の入札参加者との不自然な類似の有無等、装備施設本部長が定める確認事項に従った点検を実施している。しかしながら、工事費内訳明細書の点検については、共通書式が電子データで業者に配布され、提出も電子データにより行われているため、体裁面での不自然さが現れにくいことなどから、実効性に疑問がある。また、何のために点検作業を行うのか、その意味を理解せずに行っている職員も少なくない。

なお、アンケート結果でも、「工事費内訳明細書の確認は入札談合を防止する上で有効であると思う」又は「どちらかといえば思う」と回答した者の割合は約44%にとどまっている。

#### b 入札結果の検証

各入札結果に関するデータに基づいて順位傾向や落札率・応札率、低入札・不調案件の統計的分析等を行うことができる契約事務支援システムが導入されている。当該システムによる分析結果は、入札監視委員会に提出されるとともに、本省の公正入札調査会議（建設工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するために、防衛省に設置された第三者的機関であり、部外の有識者で構成されている。）にも報告されており、全省的な視点から、不正行為等の監視が行われている。しかしながら、「入札結果の事後的・統計的分析は入札談合を防止する上で有効であると思う」又は「どちらかといえば思う」と回答した者の割合が約37%にとどまるというアンケート結果を踏まえ、実地監察において確認したところ、当該システムは、高落札率、順位不動等の一定の要件を満たす入札を抽出したり、工事種別等の区分に従った統計的データを出力できたりするにとどまり、入札談合が疑われる不自然な入札を多角的に発見するためのツールとして十分な機能を持ったものとは言えない。また、入札監視委員会での検証を除いて、地方防衛局自ら入札結果の検証を実施しておらず、十分に検証されているとは言えない。

#### イ 談合情報の取扱い

##### (ア) 共通

入札談合に関する情報があった場合、「談合情報対応マニュアル」では、契約実施機関に設置された合議制の審議機関等において、入札に参加しようとする者に対して事情聴取を行うことが適切であるか否かについて審議又は検討することとされている。しかしながら、公正取引委員会から、留意事項として、発注機関たる官公庁にあっては、審査活動の妨げにならないように、疑いのある事業者からの事情聴取は極力回避し、事業者側に調査を行っている事実が知られない手段により行うことが挙げられていることを理由とし、契約実施機関によっては、談合情報対応マニュアルに定められた事情聴取の適否についての審議又は検討がなされていない場合がある。

##### (イ) 建設工事

公正入札調査委員会（談合の疑いが生じた場合、的確な対応を行うために、臨時に各地方防衛局に設置される会議体であり、地方防衛局職員で構成される。）の審議状況について、実際に談合情報に基づいて調査が行われた案件を検証したところ、調査に当たっては関係業者同士が顔を合わせる状況で事情聴取の呼び出しが行われ、聴取時間も極めて短いなど、調査の実施方法に問題があった。また、談合疑義案件の存在が入札監視委員会へ報告されておらず、公正取引委員会への通知も事情聴取後、長期間経過後に一括して行われるなど、必要な手

続が正しく履行されていない例もあった。

## **(7) 入札結果の検証に基づく通報**

防衛監察本部が監察の過程において検証し、不自然さが認められた入札について、監察対象機関に検証を依頼した結果、平成19年度は3件、平成20年度は3件が、監察対象機関から公正取引委員会に通報された。

## **5 改善策**

### **(1) 職員の意識**

入札談合防止に対する意識を高めるため、例えば、①業務量が比較的少ない時期等を利用して、入札談合防止に関する研修や教育を集中的に実施したり、②研修や教育に際し、職員に入札談合防止に関する課題を与えて検討・報告させ、職員が主体的に考える機会を設けたりするなどの取り組みを行う必要がある。

また、調達実施本部背任事案や防衛施設庁入札談合事案が幹部職員によって行われたことにかんがみると、まず幹部職員が入札談合防止の重要性及びその責任を自覚すべきである。その上で、日頃から、部下に対する教育・指導の中で、入札談合防止に対する意識を持たせる工夫を行うべきである。

さらに、教育等の中で、官製談合のみならず、民間業者間で行われる談合を防止するための取り組みの必要性についても、意識を持たせる必要がある。

### **(2) 法令等の理解・教育**

入札談合防止に関する法令や通達等の理解を得させるため、例えば、①研修や教育の実施を業務計画に採り入れたり、術科学校等における教育の充実を図ったりするなどして、調達関係職員全般に対し、法令・通達や諸施策を体系的に理解させる機会を付与すること、②各部課室等でも個別に教育が実施できるよう、分かりやすい教育資料（例えば、Q&A方式の教本や法令・通達の改廃状況が集約されたチャート図、禁止行為を具体的に列挙した事例集等）を配布すること、③電算機システムを活用するなどにより、職員に対して適時に注意喚起し、職員が教育資料を随時参照できる状態に置くこと、④各人の理解度を確認する機会を定期的に設けることなどが必要と考えられる。

### **(3) 談合予防、競争拡大に向けた施策**

ア 一般競争契約の拡大

(ア) 中央調達及び地方調達

引き続き随意契約の見直しを行い、一般競争契約の拡大を図るのはもとより、形式的に一般競争入札や公募を実施するだけでなく、以下のように、実際に新規参入が拡大して競争が行われるような取組

みを行うべきである。

a 新規参入の拡充等

新規参入が比較的容易な建設工事と違い、装備品等には、性質上汎用性がなく新規参入が余り期待できないものが多いが、他方で、汎用性があり新規参入が十分に期待できるものも存在することから、後者から新規参入の拡充が不十分と思われるものを洗い出し、重点的に仕様書の見直しや業態調査の充実を図るなどして、新規参入可能と見込まれる業者を開拓し、かかる業者からも提案や見積を徴するなどの努力を行う必要がある。この際、ガイドライン等を作成し、①新規参入の拡充に重点的に取り組むべきものの抽出、②仕様書の見直し、③新規業者の開拓、④業者からの提案・見積を徴することなどを定め、中長期的な計画を立てて実施することを検討すべきである。

さらに、一般競争入札や公募型指名競争入札を実施したもののうち、落札者以外の受注意欲が乏しいと思われる入札については、当該業者に対して調査を実施するなどして、その理由の把握に努め、競争を阻害する要因について改善することが有効と考えられる。

b 仕様書の競争性確保

同等品が多く存する汎用品であっても、仕様書に明示されている銘柄を扱う業者が落札する例が少なからず見受けられることから、銘柄が1件又は数件しか記載されていない仕様書については、銘柄を記載せずに具体的な規格を記載したり、同等品として認められた銘柄全てを仕様書に記載したりするなどして、競争性を確保し、入札談合を排除するといった観点で仕様書を作成すべきである。

また、仕様書の作成・審査方法については、担当者等の技術及び意識の向上を図るため、事例集や審査項目のチェックリスト等を作成するとともに、仕様書の決裁や審査における指摘事項を記録に残し、有用なノウハウを組織全体で共有するための仕組み作りを行うことが有効と考えられる。

c 連絡体制の強化

調達担当と調達要求元の連絡体制を強化して、入札状況（入札者数、各者の入札額及び辞退状況等）等の情報を要求元にも伝達し、競争性が確保されていない現状を把握させて、改善の必要性を要求元に自覚させるとともに、その原因を個別に分析させ、仕様書に反映させる仕組み作りを検討すべきである。

(イ) 建設工事

年度末に3回以上の入札や不落随契を行わなければならない点については、一般競争入札や総合評価方式の原則化に伴い手続が煩雑



化していることや建築基準法改正に伴う計画申請手続の長期化などから年度末に発注が集中し、再度公告入札を実施する時間的余裕がないことが原因と考えられるため、入札不調となっても再度公告入札が行えるように、現在同一年度に実施している調査、設計及び工事を複数年度に分けて行うなどの計画的な発注に努めるとともに、発注業務の簡素化を図るなどの対策が必要である。

#### イ 電子入札や総合評価方式等の新制度の拡大

##### (ア) 電子入札の活用

中央調達については、平成20年度の実施状況を踏まえ、契約担当者や業者側から意見を聴取するとともに、建設工事と比べて利用が拡大しない原因を把握した上で、業務の効率化や費用軽減等の必要な対策を講じ、電子入札の利用を促進する必要がある。

建設工事については、実施率の低い地方防衛局と高い地方防衛局の違いを把握し、問題点を分析・検討した上で、統一的な実施要領を定めるなどの措置が必要と考えられる。また、再入札に時間を要するなどの問題点も、地方自治体や民間調達における電子入札のやり方を参考にして、改善の余地がないかを検証することが望ましい。

##### (イ) 総合評価方式の拡大

導入の進んでいない装備品等及び役務の調達については、総合評価方式がどのような装備品等に適しているかなどを検討し、総合評価方式に適すると考えられるものから段階的に導入するなどの工夫をしつつ、拡大を図ることが望ましい。また、その前提として、総合評価方式の内容・特性等に精通している必要があると考えられることから、これらを理解させるために必要な教育を実施すべきである。

##### (ウ) 公益通報者保護制度及び電子目安箱の周知

入札談合防止に関わる法令等の教育等を実施する中で、公益通報者保護制度及び電子目安箱についても取り上げ、制度内容の周知を図る必要がある。

#### (4) 不正防止に向けた組織体制

##### ア 中央調達

装備施設本部においては、物別課室外からのチェックの限界や班長による全業務の指導の負担を考慮すると、契約、原価計算、契約管理の各業務間での相互牽制について、現状よりも強化することが望ましい。一方で、ライフサイクルコスト管理の必要性も考慮し、物別課室体制を生かしつつ改善を図るため、例えば、物別課室内の班体制を契約班、原価計算班、契約管理班という機能別に構成し直し、各機能を複数の職員で担当し、班相互の牽制機能の強化を図ることなどを検討すべきである。

また、課室長及び班長による指導を強化するため、課室長及び班長が

全業務に対する十分な知識を修得できるように教育・研修を充実させることが必要である。

さらに、統括調達官に物別課室と監査課を兼務させるのではなく、各機能を明確化し、客観的な監査が行われる体制を作る必要がある。また、監査課等によるチェックについては、不正を予防する態勢がとられているかという観点からも行うことを検討すべきである。

#### イ 建設工事

地方防衛局においては、調達部で作成する仕様書を総務部が点検したり、調達部で入札結果の検証を行ったりするなど、相互牽制が働く仕組みの構築を検討すべきである。

また、会計監査官は、入札監視委員会の指摘事項を踏まえた上で、地方防衛局で取り組んでいる入札談合防止に向けた諸施策が有効かどうかという観点での監査も実施することが望ましい。

### (5) 業者との対応要領

対応要領に従い、情報保全措置が施された場所で、複数の職員で対応することを職員に徹底する必要がある。やむを得ない事情により複数の職員で対応できない場合であっても、事前に上司等の了解を得たり、事後に対応記録を作成して上司等の確認を受けたりするなど、接触状況に疑いを持たれないための措置を講じるべきである。

また、接触報告書が作成されず、業者との接触状況が不透明となっている現状を改善するために、不当な働きかけが行われた際に確実に接触報告書が作成されるよう、同報告書の作成を要する「働きかけ」の具体例を明示する必要がある。

さらに、既に装備施設本部で取り組みが開始されているように、担当者以外の者が不当な働きかけの有無等を判断できるよう、不当な働きかけの有無にかかわらず業者との対応状況を記録する仕組みを作ることも有効であると考えられる。

### (6) 入札過程の監視及び結果の検証

#### ア 不自然な入札過程の監視や結果の検証

##### (ア) 中央調達

入札検証システムを利用した検証要領について、これまでの検証結果を踏まえ、より多角的かつ詳細なものに改善していくとともに、分析に関する教育や内部監査による点検を継続して実施するなど、各物別課室における検証を継続して実施する必要がある。

また、検証を確実に実施するため、各課室員が検証した結果の報告要領を定め、確実に上司等に報告がなされるよう規定し、上司にも検証の実施状況を把握させるべきである。

##### (イ) 地方調達

1千万円を下回る金額の契約については、ほとんど検証が行われていないことから、各機関においても、定期的に過去数年分のデータを分析して談合が疑われる案件の有無を自ら検証することを検討すべきである。その際、実効性を確保するために、具体的な分析方法を記述した検証要領の作成や分析に関する教育の実施について検討すべきである。

(ウ) 建設工事

a 入札過程における監視（工事費内訳明細書の点検）

工事費内訳明細書の点検の実効性を確保するため、現場の活用状況を踏まえ、検証システムを改善するなどの工夫が図れないか検討すべきである。また、工事費内訳明細書の点検の意義について、ダンプ受注の防止を図る観点からのみならず、談合防止の観点からも行っていることを、教育を通じて職員に理解させるべきである。

b 入札結果の検証

入札監視委員会において実効性ある分析・検討が行われるよう、地方防衛局が検討対象案件を抽出する際、高落札率、順位不動等の一定の要件を満たすものを形式的に抽出するだけでなく、地方防衛局自ら、対象案件について、あらかじめ工事の種類、地域性、継続した工事（追加工事）、入札参加業者の共通性及びシェア率などから多角的に分析し、部外有識者の意見を聴取するなどの取り組みが必要である。

また、契約事務支援システムについても、単に統計的なデータを抽出するのみならず、上記のように様々な要素を多角的に分析できるよう改修できないか検討すべきである。なお、当該システムの改修に当たっては、中央調達の入札検証システムとの分析要素の共通化等についても、検討することが望ましい。

イ 談合情報の取扱い

(ア) 共通

談合情報の取扱いについては、談合情報対応マニュアルに則り、契約実施機関に設置された審議機関等において、事情聴取を行うことが適切であるか否かについて審議又は検討する必要がある。

(イ) 建設工事

公正入札調査委員会の審議について、関係業者からの事情聴取等を行うに当たっては、業者同士が顔を合わせないように配慮して呼び出しを行うなど、談合情報に対して慎重な対応を行うべきである。

さらに、公正入札調査委員会の審議結果が部外の有識者で構成される入札監視委員会に確実に報告され、事後的・客観的に監視される仕組みを作るとともに、談合情報対応マニュアルにのっとり公正取引

委員会への通知等を徹底する必要がある。

## 第4 自衛隊員倫理規程等の遵守状況

### 1 経緯

平成19年度に特別防衛監察を実施した自衛隊員倫理規程等（以下「倫理規程等」という。）の遵守状況について、定期防衛監察を実施した。

### 2 監察の基本的考え方

倫理規程等が施行された平成12年4月以降における利害関係者と共にゴルフ、マージャン、飲食をした事実及び利害関係者から物品の贈与を受けた事実の有無等について職員個々の状況を把握した。

### 3 監察の実施方法

「秘密情報等の流出防止」及び「入札談合防止」に係る定期防衛監察を実施した機関等を対象として、調達関係業務に従事する職員を中心に、11機関、530名に対し、調査票による調査に加え、本人と個別に面談して聞き取り調査を行った。

なお、監察対象職員の機関別の人数については、別紙第7のとおりである。

### 4 監察の結果

調査状況については、別紙第8のとおりである。

#### (1) ゴルフについて

ア 監察対象職員の約16%の83名の者が、現在ゴルフをしていると回答している。

イ 倫理規程等の施行前に利害関係者と共にゴルフをしたことがあると回答した者は、監察対象職員の約2%の10名である。

ウ 倫理規程等の施行後に同規程等に違反して利害関係者と共にゴルフをしたことがあると回答した者はいない。

#### (2) マージャンについて

ア 監察対象職員の約5%の27名の者が、現在マージャンをしていると回答している。

イ 倫理規程等の施行前に利害関係者と共にマージャンをしたことがあると回答した者は、監察対象職員の約0.4%の2名である。

ウ 倫理規程等の施行後に利害関係者と共にマージャンをしたことがあると回答した者はいない。

#### (3) 飲食について

ア 倫理規程等の施行後に同規程等に違反して利害関係者と飲食をしたことがあると回答した者はいない。

イ その他、倫理規程等の施行前に利害関係者と飲食した場合、倫理規程

等の施行後に多数の者が出席する立食パーティーで利害関係者と飲食した場合、倫理規程等の施行後に許可を得て利害関係者と飲食した場合など、倫理規程等に違反するものではないが、監察対象職員の約50%の264名の者が、これまで利害関係者と共に飲食をしたことがあると回答している。

#### **(4) 物品の贈与について**

ア 倫理規程等の施行後に同規程等に違反して利害関係者から物品の贈与を受けたことがあると回答した者はいない。

イ 監察対象職員の約12%の63名の者が、倫理規程等の施行前に利害関係者から物品の贈与を受けたことがあると回答している。

### **5 今後留意すべき点**

両年度にわたる監察を通じ、幹部職員を含めた職員の中には、倫理規程等で許された範囲内で、部外者と飲食をするなど接触する機会が多い者もいることが把握できたこと、平成19年度の特別防衛監察の結果、3件の倫理規程等の違反が明らかになったこと、防衛医科大学教授や旧帯広防衛施設支局課長補佐による収賄事件等が発覚したことなどを踏まえれば、職務に係る倫理の保持についての職員の意識を高めるために、今後も倫理に係る教育や自衛隊員倫理週間等の各種機会を通じ、倫理規程等の遵守について注意喚起するなど継続的に取り組んでいく必要がある。

## 第5 法令遵守の意識・態勢

### 1 概要

平成20年度においては、法令遵守の意識・態勢に関する全省的なアンケートを実施するとともに、平成20年に発生した航空自衛官による民間企業の懸賞論文への応募に関して、法令遵守の観点から実地監察を行った。

### 2 法令遵守の意識・態勢に関するアンケート

#### (1) 内容

防衛省改革会議報告書（平成20年7月15日）の「Ⅲ 改革提言 2 規則遵守の徹底（5） 監査・監察の強化」の内容を踏まえ、規則の遵守、教育、チェック態勢など直接的に法令遵守に関わる事項に加え、業務の実態、勤務意欲、隊員の資質等、防衛省・自衛隊の現状を把握することを目的として、アンケートを実施した。

#### (2) 対象機関及び回答者数

別紙第9のとおりである（総回答者数 29,323名）。

#### (3) 今後の予定

平成21年度においては、本アンケートの結果を基に、機関等に対する実地監察を行う予定である。

### 3 民間企業の懸賞論文への応募に関する実地監察

#### (1) 監察の経緯

平成20年、一民間企業が募集した懸賞論文に、田母神俊雄前航空幕僚長（以下「前航空幕僚長」という。）が投稿したほか、これまでのところ、現職の航空自衛官97名が投稿したことが判明している。

本件に関して、今回の懸賞論文への応募に至った経緯、手続等について、法令遵守の意識、態勢の観点から実地監察を行った。

#### (2) 基本的考え方

防衛省改革会議報告書（平成20年7月15日）の「Ⅲ 改革提言 2 規則遵守の徹底（5） 監査・監察の強化」の内容を踏まえ、平成20年の民間企業の懸賞論文への応募に関する状況に関し、

- 隊員の法令遵守の状況及び意識並びに法令遵守の態勢
- 懸賞論文の応募に関して、航空幕僚監部人事教育部教育課（以下「空幕教育課」という。）が出したファックス（以下「空幕ファックス」という。）等の部隊等への伝達状況
- 航空自衛隊における歴史に重点を置いた精神教育の現状などについて監察を実施した。

#### (3) 監察の実施方法

ア 対象機関等

別紙第10のとおりである。

イ 延べ日数・人員

監察に充てた延べ日数は32日、面談相手の延べ人員は84名である。

**(4) 監察により確認した事実関係**（以下、特に本文中に明記のない限り、平成20年に生じた事実である。）

ア 航空自衛隊における歴史に重点を置いた精神教育

(ア) 航空自衛隊は、前航空幕僚長の指導の下、平成20年度航空自衛隊練成訓練計画において、歴史に重点を置いた精神教育を実施することを定めていた。

(イ) 歴史に重点を置いた精神教育とは、安全保障環境の変化や自衛隊の任務の拡大等を踏まえ、自衛隊員が歴史を客観的に理解し、強い使命感を保持することが、国民の期待と信頼にこたえ、適切に任務を遂行していく上で必要であるとの観点から、航空自衛隊において精神教育の中で歴史について十分教育していくという趣旨を述べたものである（12月12日 衆議院安全保障委員会における人事教育局長答弁）。

(ウ) 航空自衛隊における教育手段の一つとして、幹部論文の作成がある。これは、部隊長の判断で一定の論題を定め、2等空佐以下の幹部自衛官に論文を作成させるものである。部隊長が論文の内容を審査し、優秀論文は表彰している。

イ 前航空幕僚長以外の隊員による懸賞論文への応募について

(ア) 発端

a 前航空幕僚長は、11月3日の記者会見において、民間企業の月刊誌を見て懸賞論文募集を知った、「こんなのあるよ」と自衛隊内で紹介した旨発言している。また、11月11日の参議院外交防衛委員会において、航空幕僚監部人事教育部教育課長（当時。以下「前教育課長」という。）に対し、「日本の国はいい国だったという見直しがあってもいいんじゃないか、そういう論文を募集しているから、勉強になるから」と懸賞論文募集を紹介した旨発言している。

b 前教育課長は、5月15日の日本経済新聞を読んでいたところ、第18面のマーケット欄を見て、懸賞論文の募集を知ったものであり、前航空幕僚長から紹介の事実はなかったとしている。

c 前航空幕僚長の発言は、記者会見や国会の委員会における発言であり、前航空幕僚長は、その著書において、この国会における発言を掲載している。また、民間企業の月刊誌2008年6月号（5月5日発行）には、前航空幕僚長の発言どおり、懸賞論文の広告が掲載されている。他方、後記のとおり、空幕教育課は、空幕ファックスに添付した資料は、ホームページからプリントアウトした応募要



領であるのに、内部部局に対して、日本経済新聞に掲載された懸賞論文の募集広告であると、事実と異なる説明をしている。

- d しかしながら、前航空幕僚長の発言について確実な裏付けもないことから、今回の監察では、いずれが集団的な投稿の発端となったのか確定するには至らなかった。また、いずれであっても、前航空幕僚長が、部下に対し投稿を命じた事実は確認されなかった。

(イ) 5月19日及び20日付けの空幕ファックスに係る経緯

a 航空幕僚監部の状況

(a) 5月19日、空幕教育課は、航空総隊司令部、各航空方面隊司令部、航空支援集団司令部を始めとする隷下部隊の訓練担当へ空幕ファックスを送信した。空幕ファックスには、民間企業の懸賞論文は、航空自衛隊が進めている歴史に重点を置いた精神教育の趣旨に合致するものとして、積極的に応募するよう隷下部隊に周知されたい旨記載されている。また、賞金は個人が受け取って差し支えないと記載されている。空幕は、最高300万円の賞金の受け取りが、隊員が論文を応募する上での動機付けになることを期待していた。

(b) 空幕ファックスには、民間企業のホームページからプリントアウトし、「応募要領」という文字を加えた応募要領が、添付されている。この点に関連し、空幕教育課は、内部部局に対しては、空幕ファックスに添付したのは日本経済新聞に掲載された懸賞論文の募集広告であると、事実と異なる説明をしている。

b 中部航空方面隊司令部及び第6航空団の状況

(a) 中部方面航空隊司令部人事課は、隷下部隊へ5月19日付けの空幕ファックスを配布している。

(b) 隷下部隊である第6航空団においては、5月30日ころ、同団人事部が、5月19日付け空幕ファックスを受け取ったが、その隷下部隊には配布していない。

c 航空支援集団司令部の状況

(a) 航空支援集団司令部人事課は、5月19日付け空幕ファックスを、同日受領したところ、この内容は一民間企業に肩入れする内容ではないかなどの疑義を持ち、空幕教育課に対し、その旨を伝えたが、同課から明確な回答はなかった。

(b) 翌20日、5月20日付け空幕ファックスが、航空支援集団司令部に新たに配布された。同ファックスには、民間企業の懸賞論文は、航空自衛隊が進めている歴史に重点を置いた精神教育の趣旨に合致するものとして、隷下部隊に紹介されたいとの表現で記載されている。

- (c) 5月20日付けの空幕ファックスは、航空支援集団司令部にのみ送られており、これ以外の航空総隊等の部隊には、5月19日付けの空幕ファックスが送られたままである。
  - (d) 航空支援集団司令部は、空幕教育課への質問に対する回答がいまだ来ていないことから、5月20日付け空幕ファックスを隷下部隊に配布することを保留した。結果的に、19日付け及び20日付け空幕ファックスの両方とも、隷下部隊へ配布されていない。
  - (e) この点に関し、空幕教育課は、当初、内部部局に対し、航空総隊等の主要司令部には5月20日付け空幕ファックスを送付したと、事実と異なる説明をしている。
- (ウ) 航空幕僚監部人事教育部長（当時。以下「前人事教育部長」という。）の書簡に係る経緯
- a 航空幕僚監部の状況
    - (a) この書簡は、民間企業の懸賞論文をより一層周知するために、空幕教育課が起案を行い、6月12日に、前人事教育部長の最終的な決裁を経た上で、航空自衛隊の主要部隊あてに出されたものである。
    - (b) 6月18日ころ、空幕教育課は、航空総隊司令部、各航空方面隊司令部、航空支援集団司令部を始めとする隷下部隊の長にあてて、この書簡を郵送した。この書簡において、民間企業の懸賞論文に応募するために隊員各自が独自に研究研さんすることは、現在、航空自衛隊が推し進めようとしている歴史に重点を置いた精神教育の推進に寄与するものと考えられること、隊員応募の論文が最優秀賞として選ばれた場合は部内外への広報効果も絶大であろうと考えられることから、懸賞論文の募集要領について広く隊員に知らせるよう依頼している。また、この書簡には、同民間企業代表の出版記念パーティーに関する6月10日の産経新聞の記事（前航空幕僚長が出席）及び空幕ファックスに添付されたものと同じ応募要領が添付されている。
  - b 中部航空方面隊における状況
    - (a) 中部航空方面隊司令部における状況
      - I 前人事教育部長の書簡は、6月20日ころ、中部航空方面隊司令官（当時）に直接配送された。
      - II 同書簡を受けて、6月23日、中部航空方面隊司令部人事課長事務連絡（以下「中空依頼文書」という。）が、同方面隊直轄部隊人事部等の長へ発出された。
      - III この中空依頼文書には、民間企業の論文募集は、平成20年度中部航空方面隊幹部論文の課題「歴史的性格を有する国家に

ついて論ぜよ」と共通する事項があると考えられ、また、応募の論文が最優秀賞として選ばれた場合は、部内外への広報効果もあることから、募集要領について広く周知されたく依頼する旨記載されている。

(b) 第6航空団における状況

- I 6月26日、中空依頼文書が、第6航空団に到達した。
- II 同日、第6航空団司令（当時。以下「前第6航空団司令」という。）は、担当から中空依頼文書について報告を受けるとともに、5月19日の空幕ファックスについても、併せて報告を受けた。
- III 前第6航空団司令は、中空依頼文書を隷下部隊に周知するよう、担当に指示した。これを受け、同団司令部は、隷下部隊に対し、担当名の事務連絡を発出し、中空依頼文書を周知することにした。この事務連絡においては、「積極的に応募するようお願いします」と記載されている。
- IV 7月3日、第6航空団英語弁論大会が開催された。この時、前第6航空団司令は、若手幹部の論理的思考能力が低いことを認識し、これを鍛えるために、論文を書かせる必要性を強く感じた。
- V 8月4日、前第6航空団司令は、「真の近現代史観」を幹部論文の論題に定め、若手幹部に論述させること、優秀論文は民間企業へ応募すること等を定めた団司令指示を発出した。この目的は、若手幹部の論理的思考能力を鍛えることであった。また、空幕教育課が、民間企業の懸賞論文へ積極的に応募するよう推奨していることや、中空依頼文書は、民間企業の懸賞論文の課題と中部航空方面隊幹部論文の課題には共通する事項があると示しており、この事前勉強にもなることも考慮した。
- VI 前第6航空団司令は、当初は優秀論文のみを応募させる方針であったが、部外投稿に関して審査基準がないので、個人が応募する論文を部隊が選別できるのかという疑問を持ち、8月中旬以降、原則として全員が応募するものと方針を変更した。この結果、この時点で62名の幹部自衛官が応募することになった。その他、2等空曹1名が応募した。
- VII 第6航空団司令部は、8月の最終週に論文をいったん全員に返却し、誤字脱字等を修正させた上で、まとめて応募することにした。この際、懸賞論文広告で示された期限（8月31日）に間に合わなくなるおそれが出てきたので、民間企業に問い合わせ、9月第1週の消印ならば構わないとの回答を得た。

VIII 9月3日、第6航空団司令部は、幹部論文を民間企業に郵送した。この間、同団は、論文の応募に関して隊員から同意を得ていない。

IX 9月の第1週から第2週にかけて、第6航空団司令部は、優秀論文の選考を行い、9月30日、前第6航空団司令は、優秀論文6編を表彰した。

c 航空支援集団司令部における状況

(a) 前人事教育部長の書簡は、航空支援集団司令官（当時。以下「前航空支援集団司令官」という。）あてに送付された。

(b) 前航空支援集団司令官は、隊員の積極的な応募を推奨し、「目指せ、300万円！」ということで部隊への周知を指示した。

(c) この方針を受けて、航空支援集団司令部総務部長は、この旨を示した6月23日付けの事務連絡を、各隷下部隊の副司令にあてて発出した。

(エ) 航空救難団における状況

a 航空救難団司令部における状況

(a) 航空救難団司令（当時。以下「前航空救難団司令」という。）は、5月ないし6月に、空将クラスの者から民間企業の懸賞論文の話を知った。なお、同団司令部の者は、航空支援集団からの事務連絡を見ていない。

(b) 6月26日の司令部内における会議において、前航空救難団司令は、民間企業の懸賞論文へ積極的に応募するよう述べるとともに、特に、各編単隊から1部は出てくるだろうと発言し、投稿を強く希望した。

(c) この会議の後、前航空救難団司令は、航空救難団司令部の担当に対し、事務連絡を出すよう指示した。また、同団司令部人事部長も、前航空救難団司令の意図を受けて、担当に対し、1等空尉以上、各編単隊で1部以上書かせるよう指示した。

(d) これを受けて、航空救難団司令部は、6月30日に事務連絡「歴史論文部外投稿に関する団司令指導について」（以下「団司令指導」という。）を発出した。この団司令指導を出した目的は、隊員に対し、民間企業へ投稿させることであった。また、この団司令指導においては、対象者1等空尉以上、各編単隊で1部以上の投稿基準を示しているが、これは、各部隊に対し、最低1部以上は投稿せよという義務を示したものである。

(e) この団司令指導には、空幕ファックス及び前人事教育部長の書簡に添付されていた応募要領が添付されている。

(f) 航空救難団司令部によれば、10月中旬までに、前航空救難団

司令に32名の論文が提出された。

(g) 10月下旬に、最優秀論文及び優秀論文を選定するための審査が行われ、10月24日に最優秀者及び優秀者の通知が隷下部隊になされた。

(h) 航空救難団によると、11月以降、これら32名のうち民間企業の懸賞論文への投稿者数を調べたところ、16名であったとのことである。しかしながら、これまでの間、前航空救難団司令は、32名全員が投稿していたものと、誤って認識していた。

b 救難隊等の状況

(a) 今回監察したすべての救難隊等は、6月30日付けの団司令指導は職務命令であると受けとめており、ほとんどの部隊が、1等空尉以上の部下1名以上の者に対し、論文を作成させ、航空救難団司令部に提出させていた。しかしながら、各救難隊長は、懸賞論文への投稿までは命じていない。また、投稿状況を確認しないまま、同団司令部へ論文の写しを送付している。

(b) これらの部隊の中には、10月に入って、隊員に対し論文作成の依頼をしたものもあり、航空救難団司令部の一部関係者は、投稿されない論文があることを認識しつつ、部隊に論文を書かせていたものと考えられる。

(c) 懸賞論文への投稿は、個人の責任で行われており、空幕ファックスで定められていた部隊長の事前の承認は行われていない。

(オ) 航空自衛隊に対する民間企業の関係者からの働きかけの有無

民間企業関係者が、懸賞論文の募集に関して、航空自衛隊に対する何らかの働きかけを行った事実は、確認されなかった。

(カ) 空幕教育課における応募者数の把握

空幕教育課は、3回、電話により応募者数の把握をしている。

a 第1回目は、6月10日ころ（5月19日の空幕ファックスを配信して20日ほど後）であり、結果は2名又は3名であったとのことである。

b 第2回目は、7月2日から9日ころ（前人事教育部長の書簡を出して2週間から3週間ほど後）であり、結果は5名ほどであったとのことである。

c 第3回目は、8月の中旬であり、結果は、全国で10名程度であったとのことである。しかしながら、中部航空方面隊司令部及び第6航空団司令部によれば、この時点で、第6航空団から62名が投稿する旨を空幕に伝えたとのことである。

(キ) 航空自衛隊全部隊に対する空幕ファックス等の発出状況

空幕から受領した資料等を整理した結果は、以下のとおりである。

- a 空幕ファックス（別紙第11参照）
- (a) 空幕から大臣直轄部隊及び各航空方面隊（以下「第1次段階の部隊等」という。）への発出
- I 情報保全隊及び航空中央業務隊は、空幕ファックスのあて先に記載されているが、その受け取りが確認されていない。
- II 自衛隊三沢病院、自衛隊岐阜病院及び自衛隊那覇病院については、空幕ファックスのあて先に記載されていない。
- III 発出率は75%であり、20個ある第1次段階の部隊等のうち、受け取りが確認できるのは15個の部隊等である。
- (b) 第1次段階の部隊等からその隷下部隊等（以下「第2次段階の部隊等」という。）への発出
- I 空幕ファックスの受け取りが確認できる15個の部隊等のうち、隷下部隊等を有するのは12個の部隊等である。
- II このうち、6個の部隊等が発出したことが確認されており、発出率は50%である。
- III 123個ある第2次段階の部隊等のうち、受け取りが確認できるのは62個の部隊等である。
- (c) 第2次段階の部隊等からその隷下部隊等（以下「第3次段階の部隊等」という。）への発出
- I 空幕ファックスの受け取りが確認できる62個の部隊等のうち、隷下部隊等を有するのは26個の部隊等である。
- II このうち、16個の部隊等が発出したことが確認されており、発出率は61.5%である。
- (d) 第3次段階の部隊等の状況
- 272個ある部隊のうち、空幕ファックスの受け取りが確認できるのは112個の部隊等であり、全体の約41.2%である。
- b 前人事教育部長の書簡（別紙第12参照）
- (a) 空幕から第1次段階の部隊等への発出
- I 航空自衛隊幹部学校、航空システム通信隊、航空警務隊及び航空中央音楽隊は、書簡の受け取りが確認されていない。
- II 自衛隊三沢病院、自衛隊岐阜病院及び自衛隊那覇病院についても、書簡の受け取りが確認されていない。
- III 発出率は65%であり、20個ある第1次段階の部隊等のうち、受け取りが確認できるのは13個の部隊等である。
- (b) 第1次段階の部隊等から第2次段階の部隊等への発出
- I 前人事教育部長の書簡の受け取りが確認できる13個の部隊等のうち、隷下部隊等を有するのは10個の部隊等である。
- II このうち、9個の部隊等が発出したことが確認されており、

発出率は約90%である。

Ⅲ 123個ある第2次段階の部隊等のうち、受け取りが確認できるのは、89個の部隊等である。

(c) 第2次段階の部隊等から第3次段階への部隊等への発出

I 前人事教育部長の書簡の受け取りが確認できる89個の部隊等のうち、隷下部隊等を有するのは38個の部隊等である。

II このうち、12個の部隊等が発出したことが確認されており、発出率は31.6%である。

(d) 第3次段階の部隊等の状況

272個ある部隊のうち、前人事教育部長の書簡の受け取りが確認できるのは105個の部隊等であり、全体の約38.6%にすぎない。これは、空幕ファックスよりも低い率である。

c. その他

空幕ファックス又は前人事教育部長の書簡のいずれかの受け取りが確認できた部隊は、第2次段階では部隊総数の約95.1%であるが、第3次段階では部隊総数の約74.6%である。

## (5) 問題点等

ア 隊員の法令遵守の状況及び意識並びに法令遵守の態勢

(ア) 今回の監察では、民間企業関係者が働きかけを行った事実は確認されなかったが、隊員の懸賞論文への応募に関し空幕、第6航空団司令部及び航空救難団司令部のみならず、数多くの部隊において伝達が行われていた。

これらは、懸賞論文の紹介あるいは推奨を行うもののほか、第6航空団や航空救難団のケースのように組織として応募した、あるいは職務命令により応募させたと考えられるものもあるが、いずれにせよ、航空自衛隊が組織的に一民間企業の活動に協力したと見られても仕方のないものである。

(イ) 行政機関が部外者の活動に協力することは一概に否定されるものではないが、国民全体の奉仕者である立場を踏まえれば、その活動に公益性があるか、行政目的に合致しているか、行政の中立性・公正性が損なわれるものではないかとの観点から慎重に検討した上で協力すべきものである。その点、単に「歴史に重点を置いた精神教育」の推進に寄与するとの理由で、ファックスや書簡により各部隊への積極的な周知を行った空幕人事部等の行為は、適切ではないと考えられる。

(ウ) また、上級組織の指示とは言え、航空支援集団司令部人事課以外には空幕の行為に疑義を呈する者が認められなかったことは、法令遵守の意識の観点からは、遺憾なことである。

(エ) なお、空幕教育課は、当初、空幕ファックスに関する添付資料及び

送信先について内局に対し事実と異なる説明をしているが、これは、組織としての信頼性を損ねる不適切な行為であることも付言しておく必要がある。

イ 空幕ファックス及び前人事教育部長の書簡の部隊等への伝達状況

(ア) 航空自衛隊全部隊に対する空幕ファックス等の発出状況

a 空幕ファックスについて

(a) 情報伝達という面から見て、本件に関係した空幕教育課の事務処理は不適切であった。航空幕僚長を通じて防衛大臣が指揮監督している自衛隊病院を配布区分に含んでいないなど、基本的な誤りがある。

(b) 第1次段階及び第2次段階の部隊においては、適切な発出が行われていない。部隊の担当者の一部は、空幕教育課の事務処理に対する不信感を有していた。

(c) 部隊において、空幕ファックスが上司へどのように報告されているのかについては、担当者の段階で処理されているもの、総務部長まで報告されているもの、直属の上司まで報告されているものなど、その取扱いは異なっている。しかしながら、担当者が発出したファックスにすぎず根拠が弱いことなどを理由として、司令部の幕僚が、部隊指揮官にまで報告することを避けていることは共通している。

b 前人事教育部長の書簡について

(a) 情報伝達という面から見て、本件に関係した空幕教育課の事務処理は、空幕ファックスの場合よりも不適切であった。前人事教育部長の書簡の受け取りが確認できない部隊等の数は、空幕ファックスの場合よりも多い。また、自衛隊病院についても、受け取りが確認されていない。

(b) 第1次段階から第2次段階への発出率は、高い率である。

(c) しかしながら、第2次段階から第3次段階への発出率は、全体で一番低い率になっている。その結果、第3次段階の部隊で受け取りが確認されるのは、空幕ファックスよりも低い率となっている。

c 情報伝達の不徹底

空幕ファックス及び前人事教育部長の書簡は、その内容もさることながら、部隊等に対し徹底しておらず、情報伝達の面から見て、不適切であった。

(イ) 行政文書についての理解不足

a 航空自衛隊が、今回のような事態を招いた理由に、航空自衛隊内における行政文書についての理解不足がある。今回の空幕ファック



スや前人事教育部長の書簡は、行政文書に該当する。

- b 今回、命令や通達ではなく、ファックスや書簡といった軽易な文書の形式がとられた理由は、個人の判断に委ねるべき民間企業の懸賞論文への応募に関する事項であるためと考えられる。空幕関係者は、これらの文書が行政文書に該当しているとの認識がなく、作成・伝達することの部隊等への影響等について、深く考えていなかった。その結果、空幕ファックスや前人事教育部長の書簡に盛り込む内容を十分に検討せず、これらの文書を部隊等へ発出したものと考えられる。
- c 空幕から空幕ファックス等を受領した関係者の多くも、空幕関係者と同じく、これらが行政文書であるとの認識がなく、命令や通達等以外の文書の形式は正規のものではなく、軽易な文書であるとして、深く考えていなかった。
- d いかなる形式の文書であれ、行政文書に該当するの可否かという点について、よく認識した上で、行政文書の作成、発信、接受、保存、廃棄等の業務を適切に行うことが重要である。

#### ウ 航空自衛隊における歴史に重点を置いた精神教育について

- (ア) 航空自衛隊は、歴史に重点を置いた精神教育の中身を十分に検討しておらず、かつ、その内容を明確に定義していない。また、航空自衛隊として、具体的な教育内容も、後で検討する予定であった。

なお、この歴史に重点を置いた精神教育とは、歴史の教育ではなく、あくまでも精神教育であり、素材として歴史の事実を用いるものである。

- (イ) 自衛隊員が、広い視野を持ち、歴史を客観的に理解することは、自衛隊が国民の期待と信頼にこたえ、適切に任務を遂行していく上で不可欠である。しかしながら、歴史を用いた教育は、教育内容や方法によっては、特定の歴史観の教育にまで踏み込むおそれがある。今回の事案においても、一部部隊で「真の近現代史観」という歴史観に関する事項を論題に、論文を作成させ、審査をする等の行為があった。

このため、隊員に対し歴史に関する教育を行う場合には、その教育内容や方法について慎重な検討を行う必要がある。

## 第6 その他

今回の監察結果については、関係機関に対し、通知済みである。

今回のテーマである「入札談合防止」及び「法令遵守の意識・態勢」については、更に監察を継続する。

## 実地監察の対象機関等（秘密情報等の流出防止）

対象機関等	
内部部局	
統合幕僚監部	
陸上自衛隊	北部方面総監部 第 1 1 旅団司令部 第 1 8 普通科連隊 第 1 1 特科隊 第 1 1 後方支援隊 第 1 1 戦車大隊 第 1 1 高射特科中隊 第 1 1 通信中隊 第 1 1 偵察隊
	中部方面総監部
	西部方面総監部 第 8 師団司令部 第 4 2 普通科連隊 第 8 特科連隊 第 8 後方支援連隊 第 8 高射特科大隊 第 8 通信大隊
	中央即応集団司令部 中央即応連隊 対特殊武器衛生隊
	通信学校
海上自衛隊	潜水艦隊司令部 第 2 潜水隊群
	舞鶴地方総監部 舞鶴警備隊 舞鶴造修補給所 舞鶴弾薬整備補給所 第 2 ミサイル艇隊 舞鶴基地業務隊

	舞鶴音楽隊 舞鶴衛生隊 輸送艦のと 多用途支援艦ひうち
	第1術科学校
航空自衛隊	西部航空方面隊司令部 西部航空警戒管制団司令部 西部防空管制群 第43警戒群 第2高射群
	第5航空団 飛行教導隊 新田原管制隊 飛行教育航空隊
	プログラム管理隊 航空保安管制群 第4補給処
	補給本部
情報本部	
装備施設本部	
北海道防衛局	
近畿中部防衛局	

## アンケート実施対象機関等（秘密情報等の流出防止）

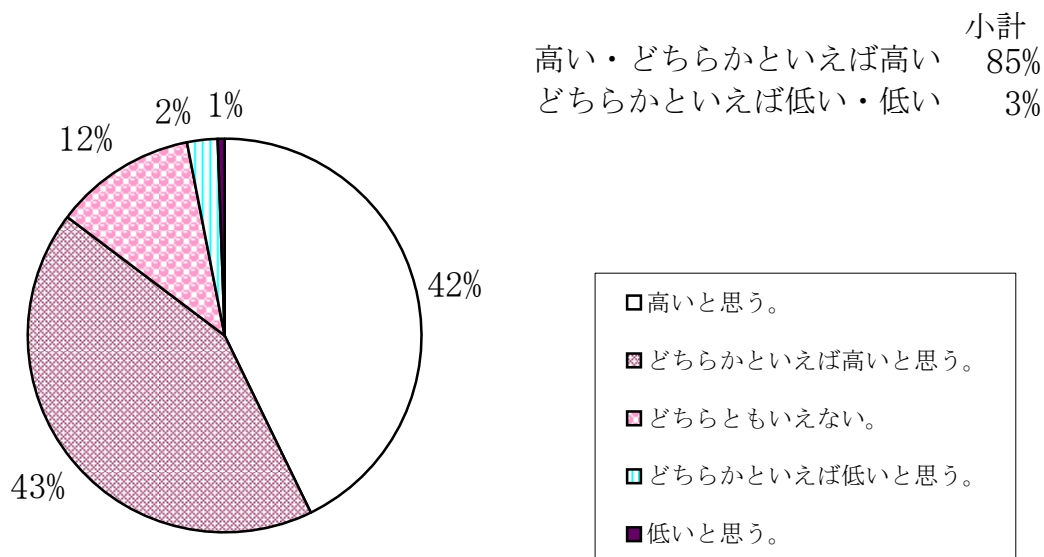
対象機関等（回答者数）	
内部部局（833）	
統合幕僚監部（376）	
陸上自衛隊 （9, 286）	陸上幕僚監部（649） 北部方面隊（1, 164）、東北方面隊（572）、 東部方面隊（891）、中部方面隊（2, 100）、 西部方面隊（614）、中央即応集団（996）、 各学校（2, 300）
海上自衛隊 （6, 336）	海上幕僚監部（264） 自衛艦隊司令部（130）、護衛艦隊（777）、 航空集団（1, 157）、潜水艦隊（401）、 開発隊群（284）、横須賀地方隊（164）、 呉地方隊（146）、佐世保地方隊（623）、 舞鶴地方隊（496）、大湊地方隊（451）、 教育航空集団（217）、システム通信隊群（156）、 学校（564）、補給本部（506）
航空自衛隊 （7, 957）	航空幕僚監部（248） 航空総隊（4, 736）、航空支援集団（881）、 航空教育集団（819）、航空開発実験集団（132）、 補給本部（822）、大臣直轄部隊（319）
情報本部（649）	
技術研究本部 （846）	内部部局（426）、航空装備研究所（126）、 陸上装備研究所（97）、艦艇装備研究所（115）、 電子装備研究所（82）
装備施設本部（473）	
地方防衛局 （976）	北海道防衛局（156）、東北防衛局（176）、 北関東防衛局（326）、南関東防衛局（318）
合計（27, 732）	

アンケート結果の概要（秘密情報等の流出防止）

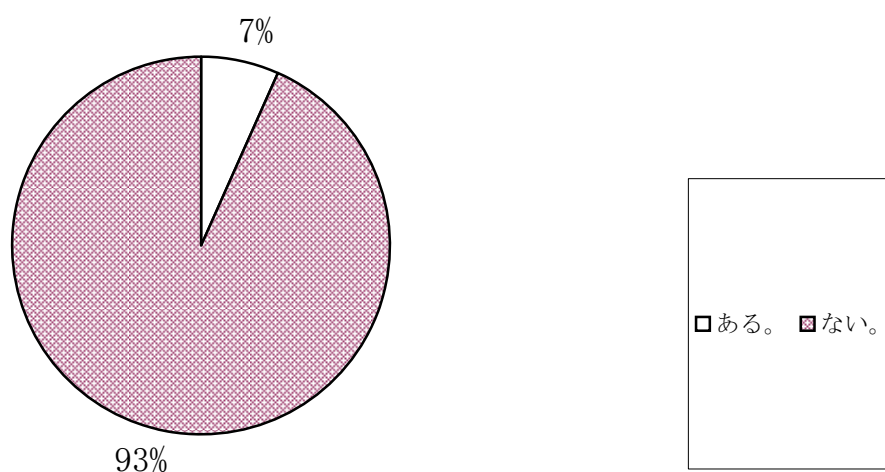
（注）%は、四捨五入によっているので、グラフと小計の数値が符合しないことがある。

1 秘密保全の意識

(1) あなたの職場における職員の秘密保全の意識についてどう思いますか。

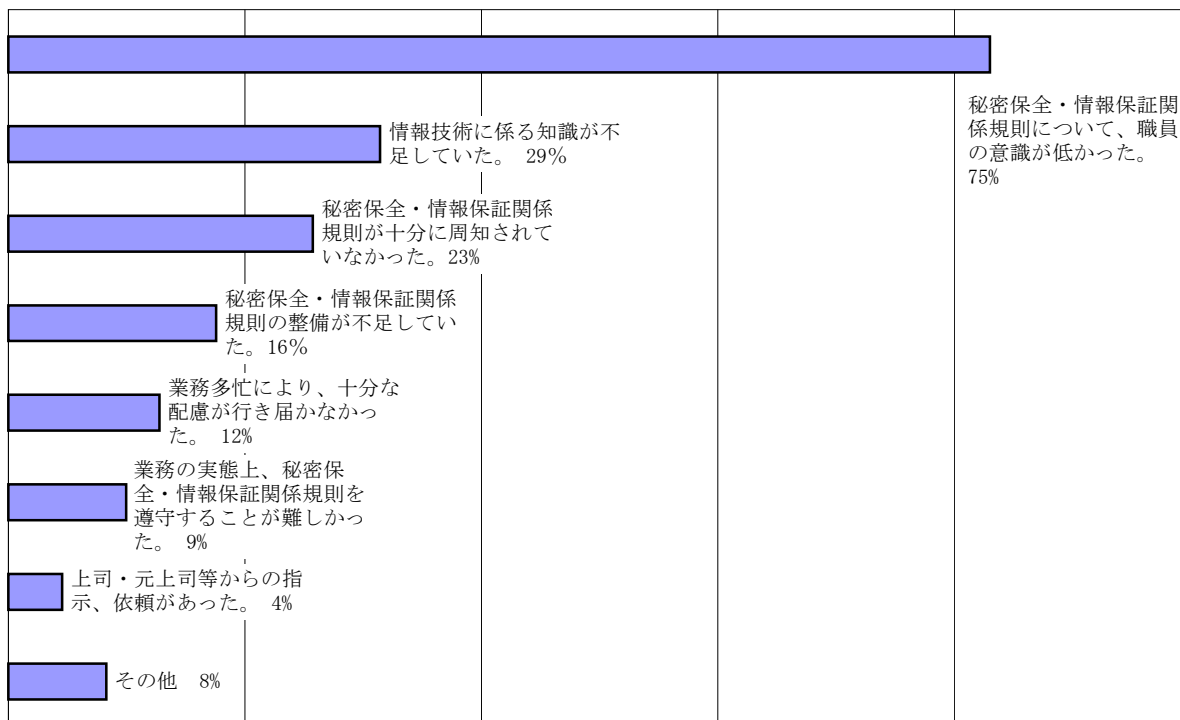


(2) あなたは、閲覧やアクセスが許可されていない秘密情報を閲覧、アクセスしたと思ったことはありますか。



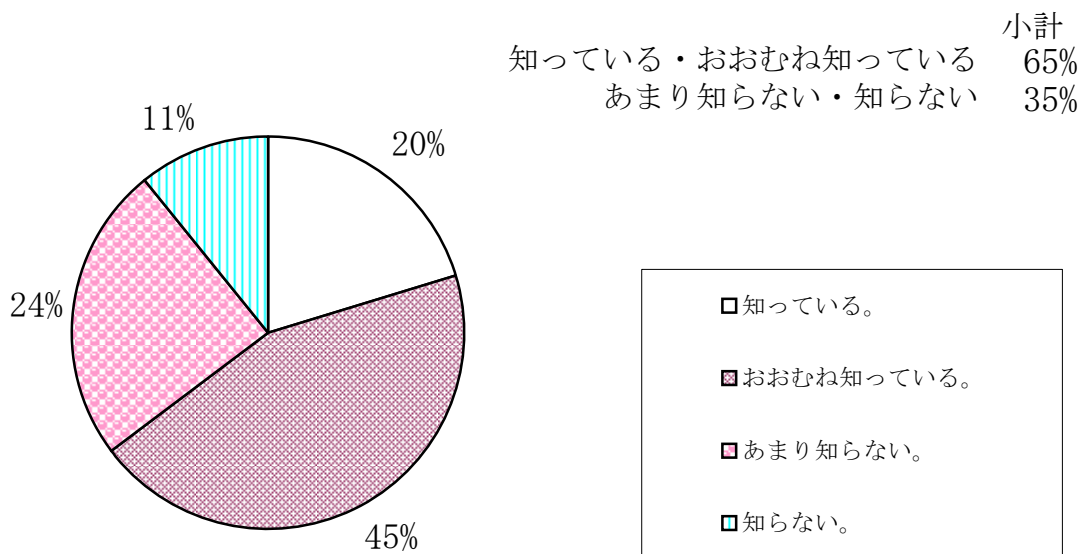
## 2 過去の保全事案及び業務用データ流出事案

あなたは、防衛省・自衛隊における保全事案や業務用データの流出事案について、何が原因であったと思いますか。（複数回答）

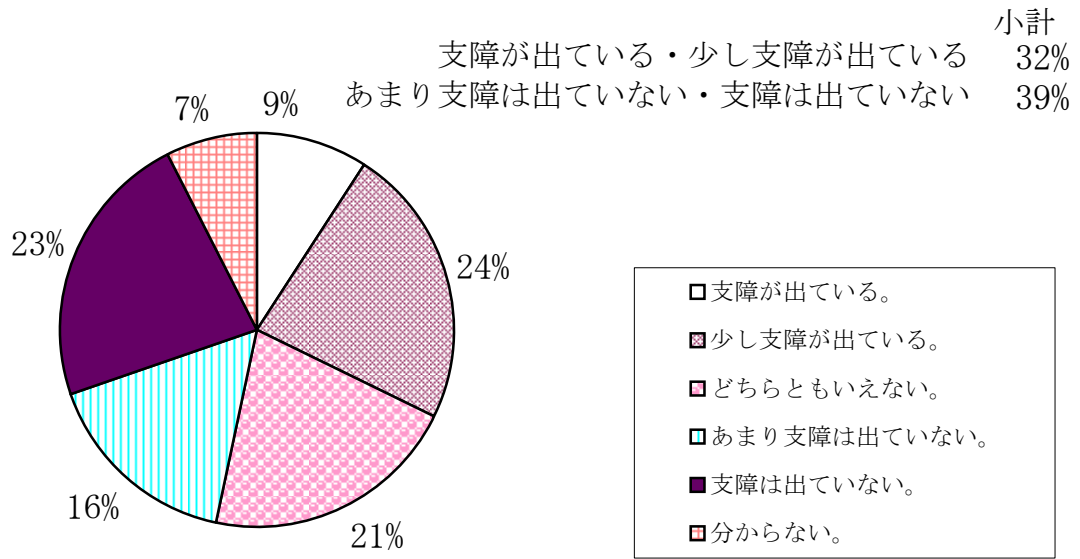


## 3 秘密情報等流出防止対策とその影響

(1) あなたは、平成18年以降発出された、一連の事務次官通達等によって示された秘密情報等流出防止に係る対策の内容について知っていますか。

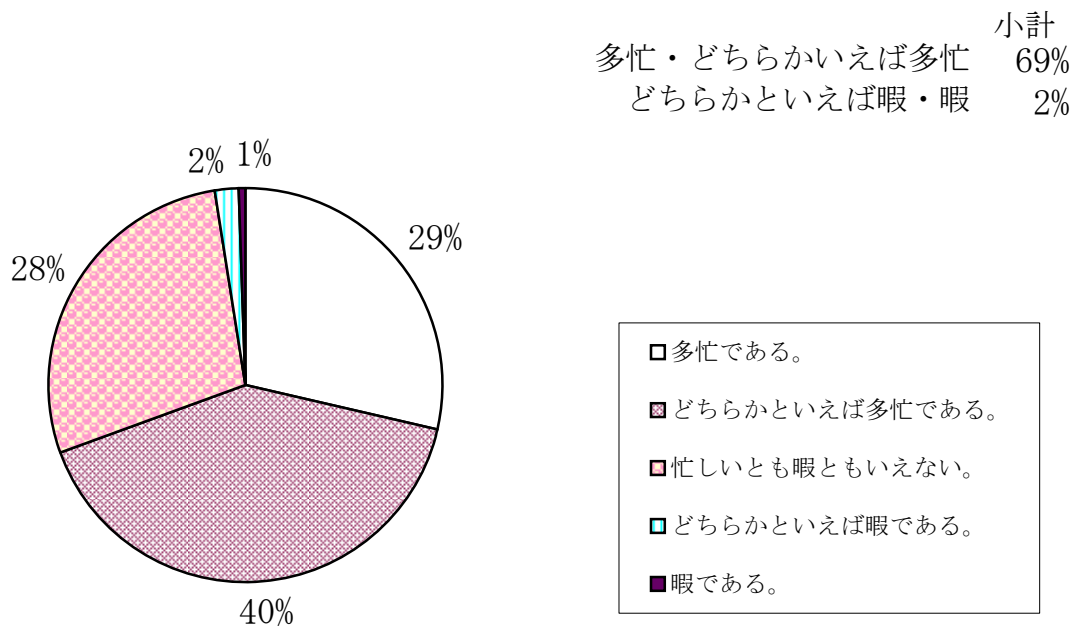


(2) あなたの職場で実施されている秘密情報等流出防止に係る対策によって、業務遂行に支障が出ていますか。

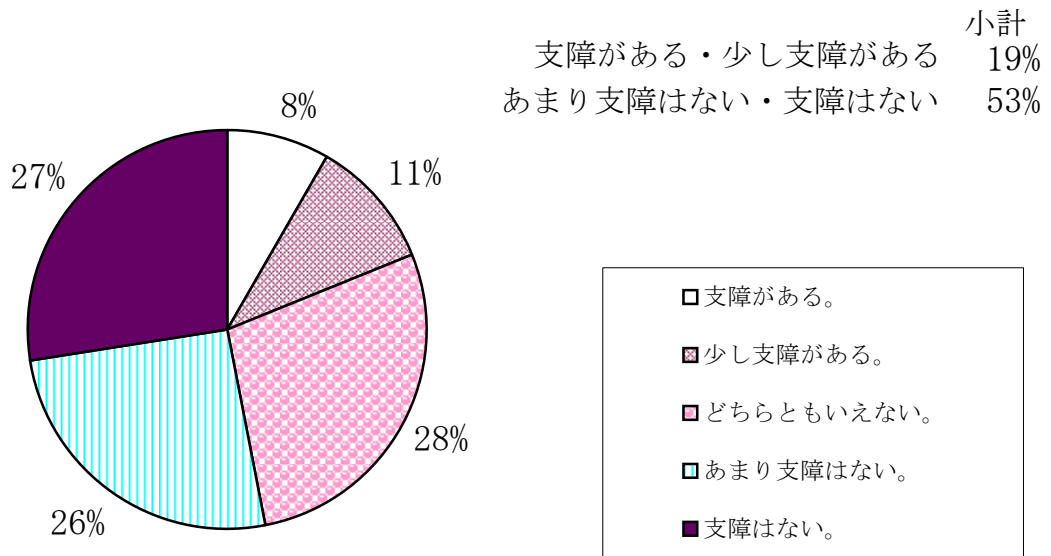


#### 4 多忙感とその影響

(1) あなたの職場における業務の状況はどうですか。

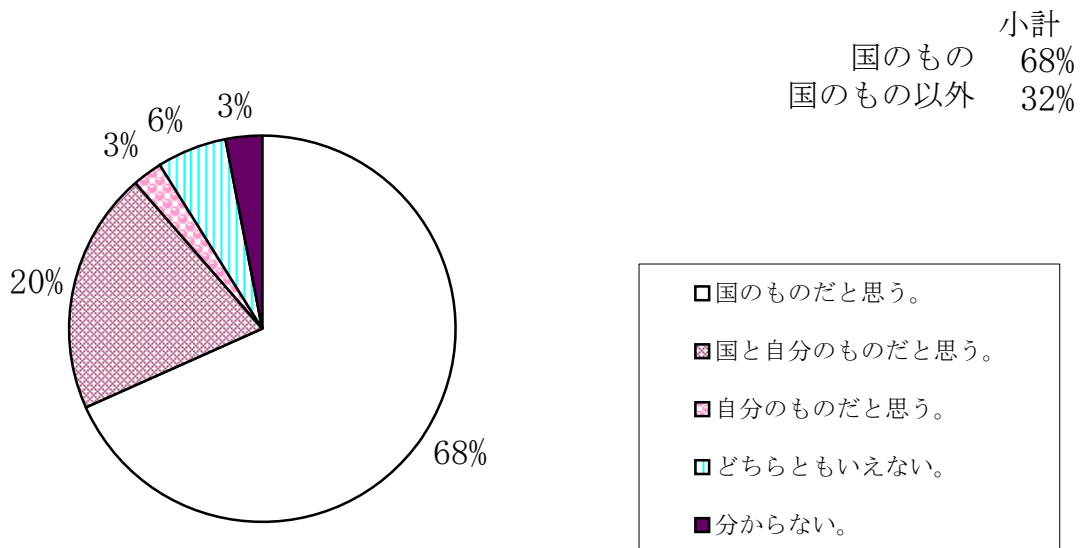


(2) 業務多忙により、秘密保全や業務用データ管理に支障があると思いますか。



### 5 作成したデータの帰属

あなたは、自分自身が業務上作成した資料、データ等について、誰のものだと思いますか。





## アンケート実施対象機関等（入札談合防止）

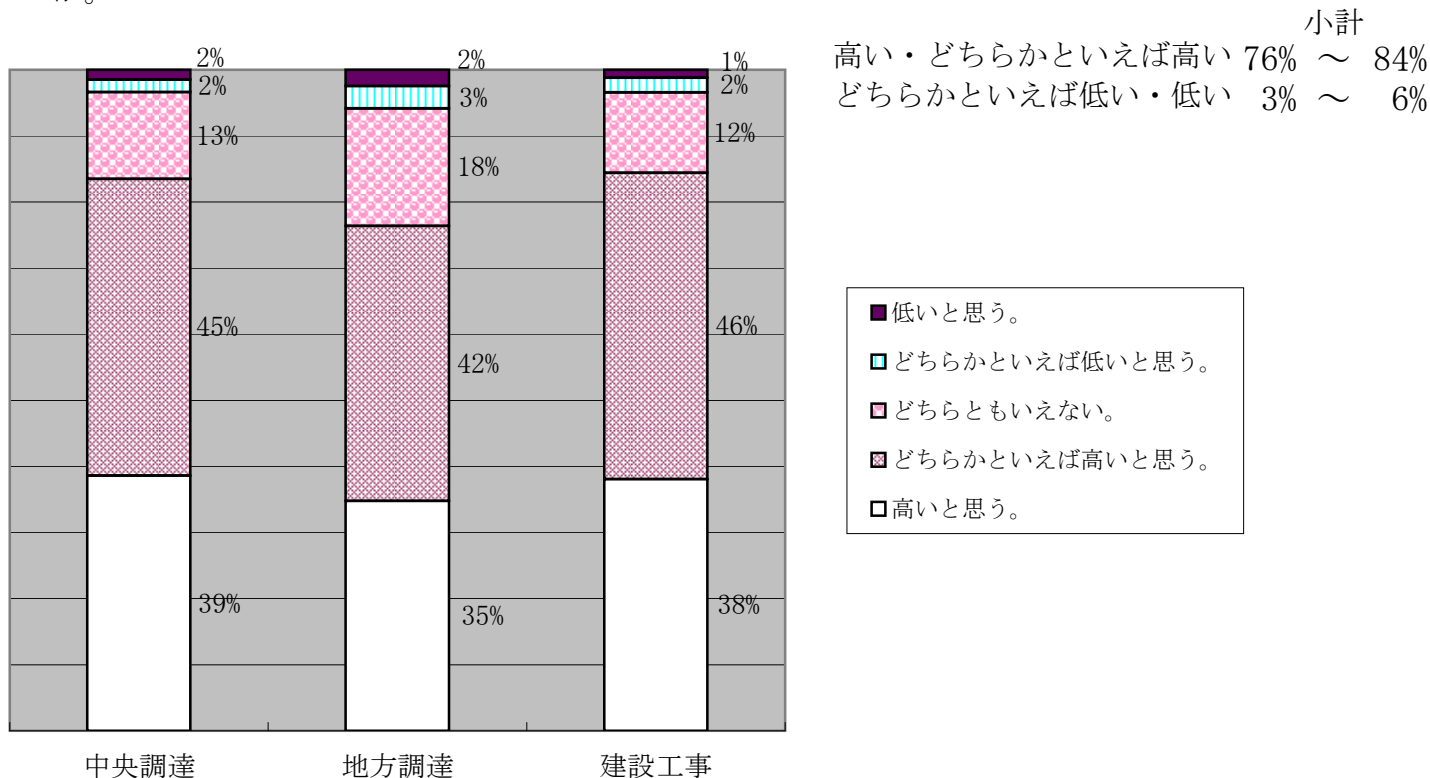
年度	対象機関等（回答者数）	
19	陸上自衛隊 (110)	補給統制本部 (110)
	海上自衛隊 (235)	海上幕僚監部 (143)
		補給本部 (92)
	航空自衛隊 (216)	補給本部 (216)
	技術研究本部 (199)	内部部局 (199)
	装備施設本部 (243)	
小計 (1,003)		
20	陸上自衛隊 (554)	北海道補給処 (268)、関東補給処 (286)
	海上自衛隊 (599)	呉地方隊 (421)、航空補給所 (178)
	航空自衛隊 (446)	第1補給処 (225)、第3補給処 (221)
	地方防衛局 (416)	北海道防衛局 (47) 北関東防衛局 (75)、 南関東防衛局 (78)、中国四国防衛局 (62)、 九州防衛局 (61)、沖縄防衛局 (93)
	小計 (2,015)	
合計 (3,018)		

アンケート結果の概要（入札談合防止）

（注）%は、四捨五入によっているので、小計と符合しないことがある。

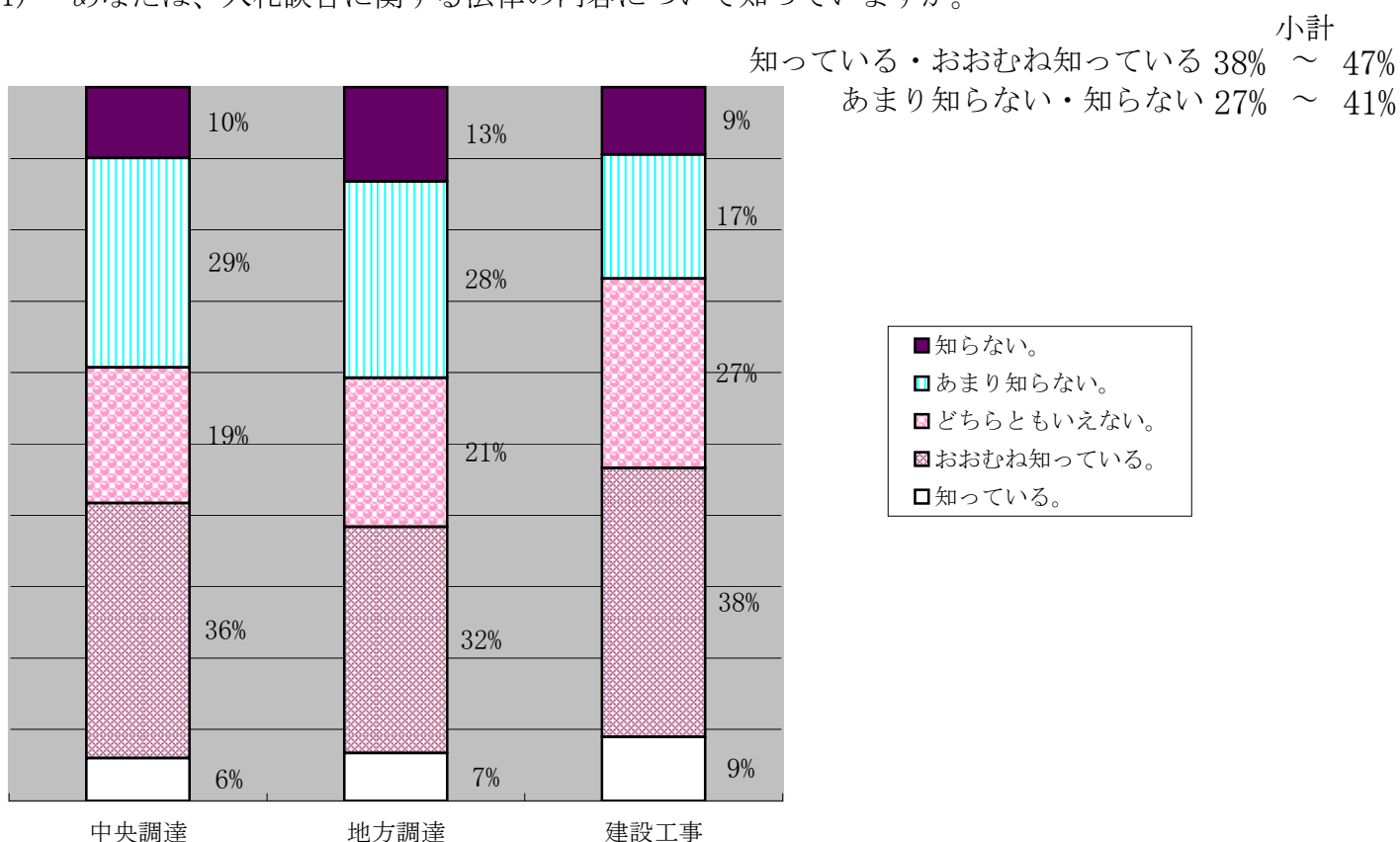
1 職員の意識

あなたの職場における職員の入札談合の防止に対する意識についてどう思いますか。

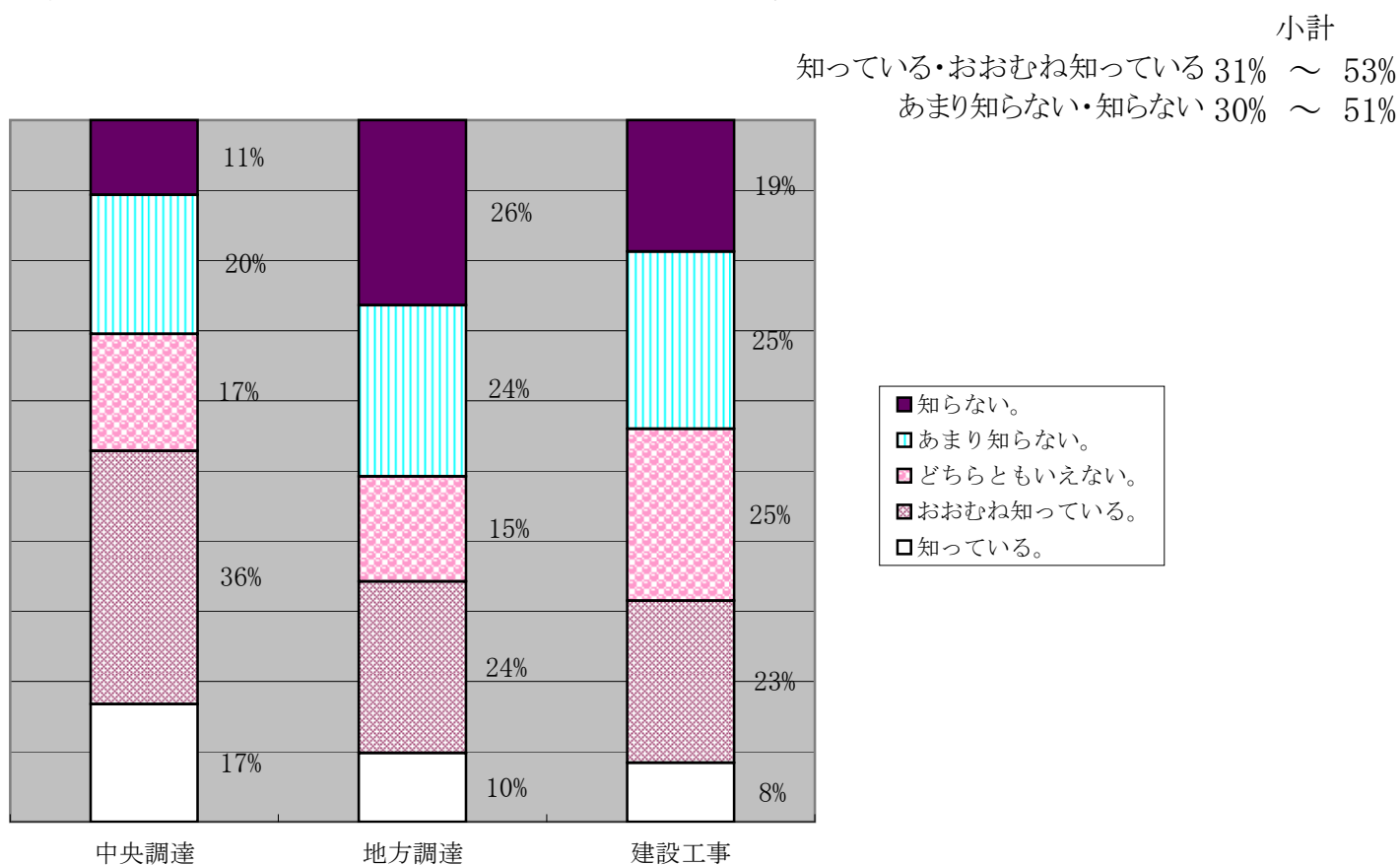


2 法令等の理解・教育

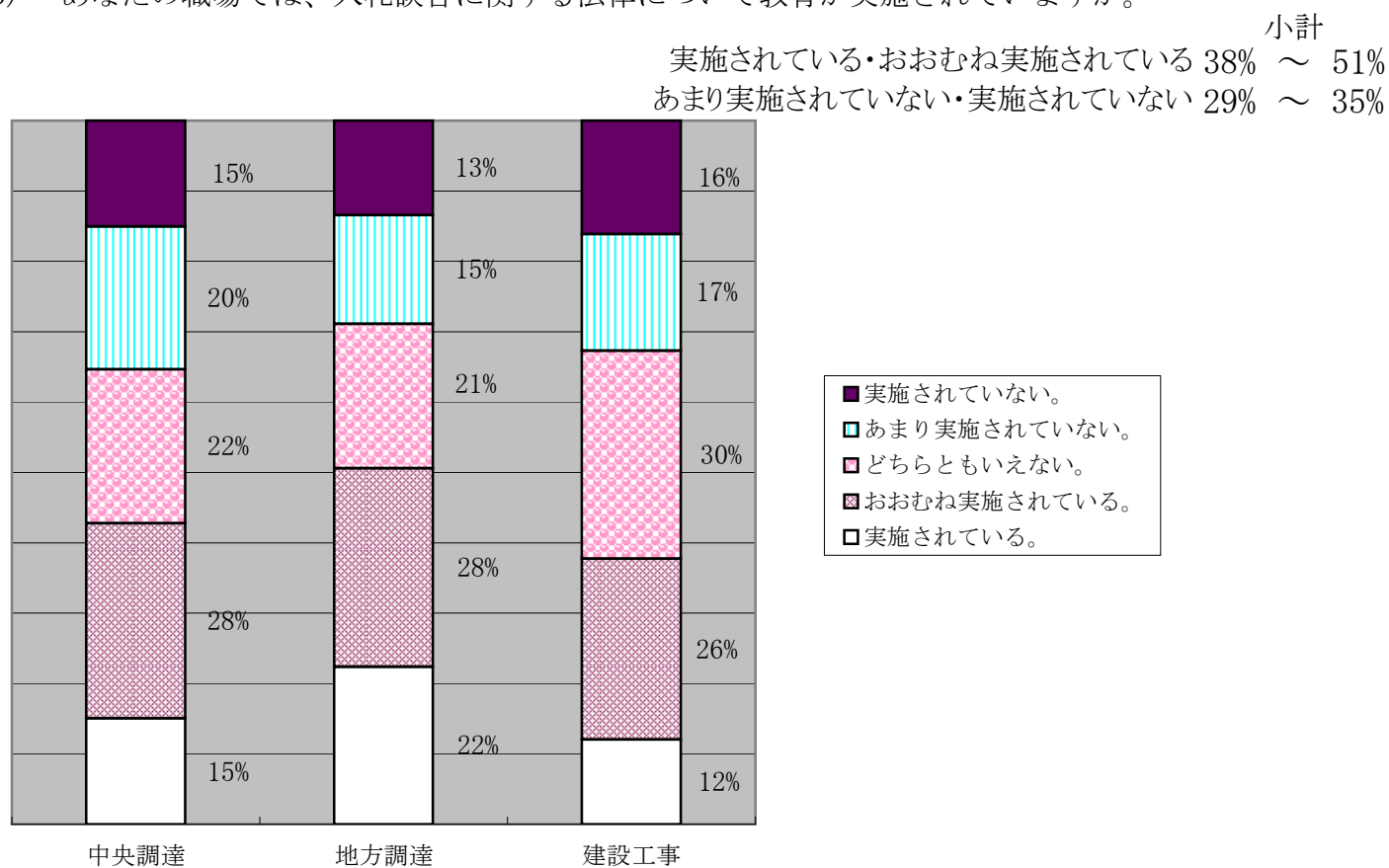
(1) あなたは、入札談合に関する法律の内容について知っていますか。



(2) あなたは、財務大臣通知「公共調達の適正化について」等、一連の公共調達の適正化を図るための通知等の内容について知っていますか。



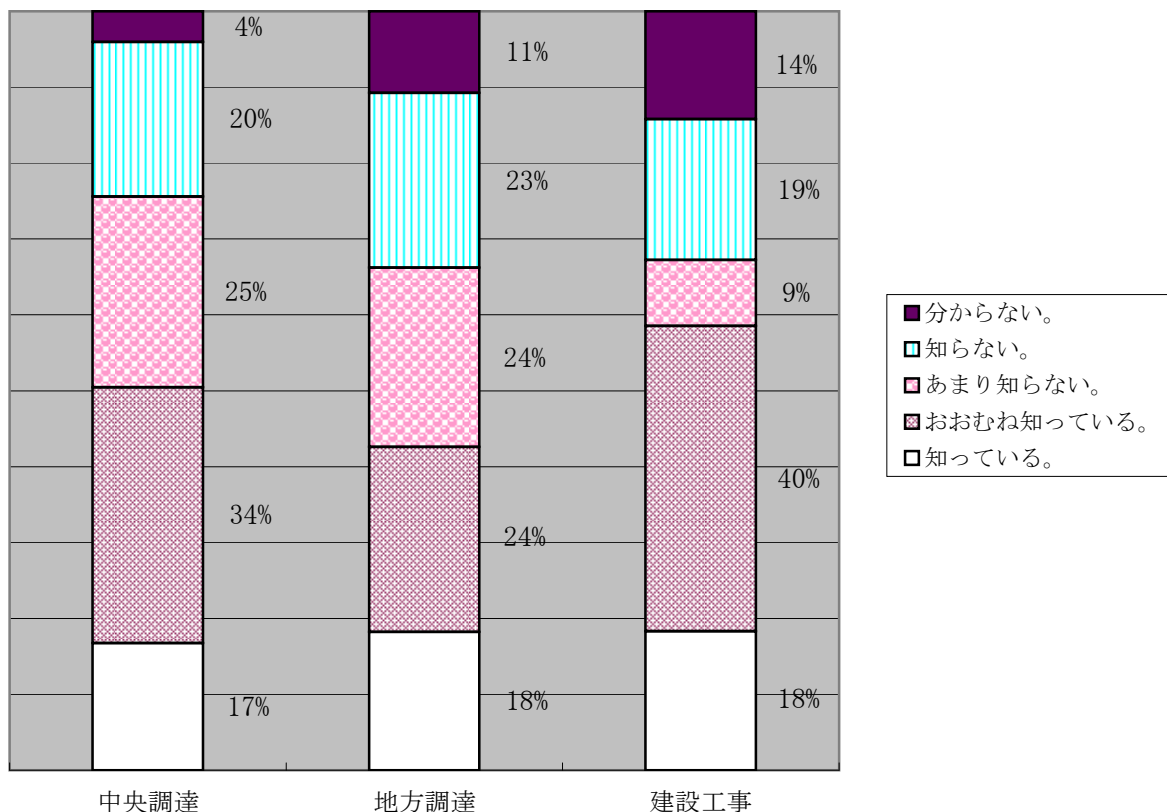
(3) あなたの職場では、入札談合に関する法律について教育が実施されていますか。



3 談合予防、競争拡大に向けた施策

あなたは公益通報者保護制度について知っていますか。

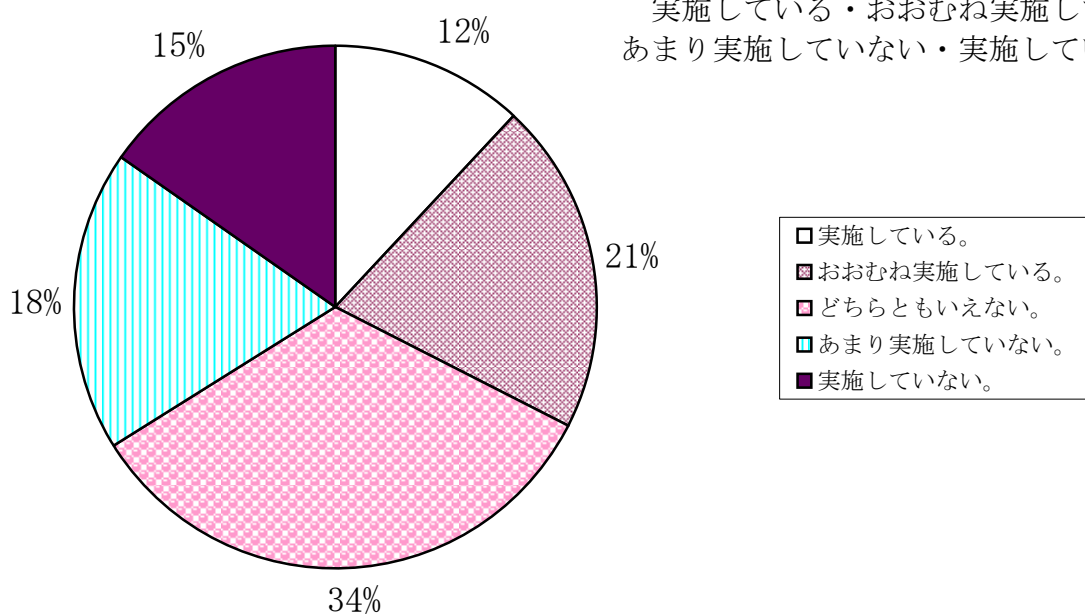
知っている・おおむね知っている 43% ～ 59%  
 あまり知らない・知らない 27% ～ 47%



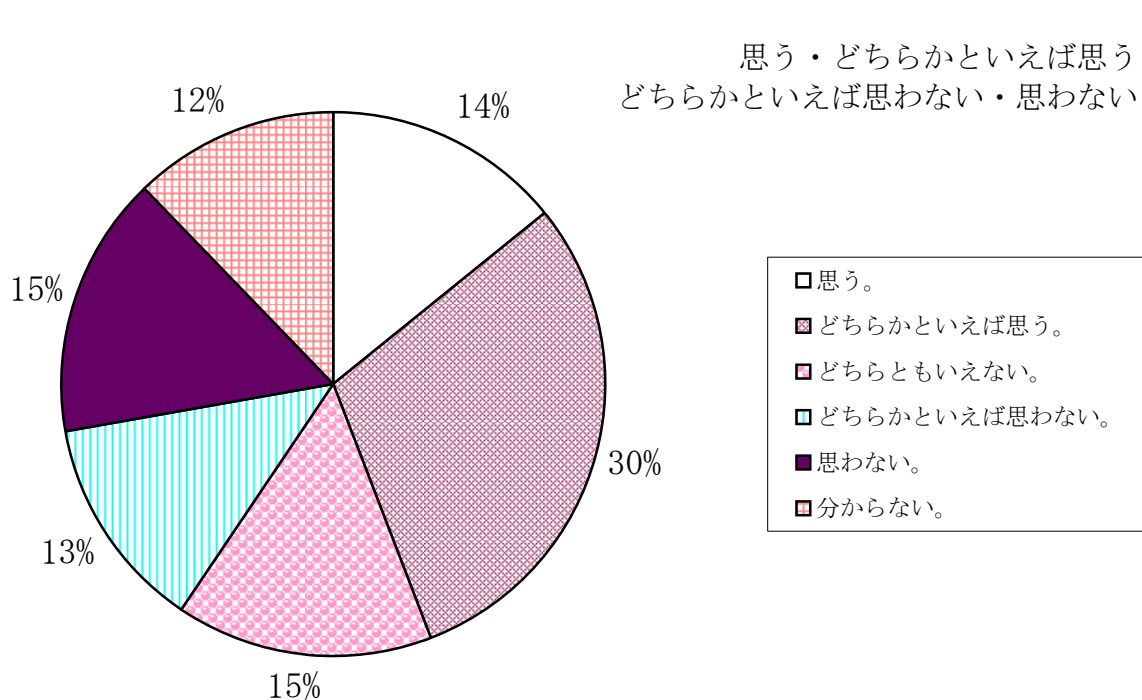
4 入札過程の監視及び結果の検証体制

(1) あなたの職場では、入札結果について、不自然な入札が無かったか事後的・統計的な分析を独自に実施していますか。

実施している・おおむね実施している 32%  
 あまり実施していない・実施していない 34%



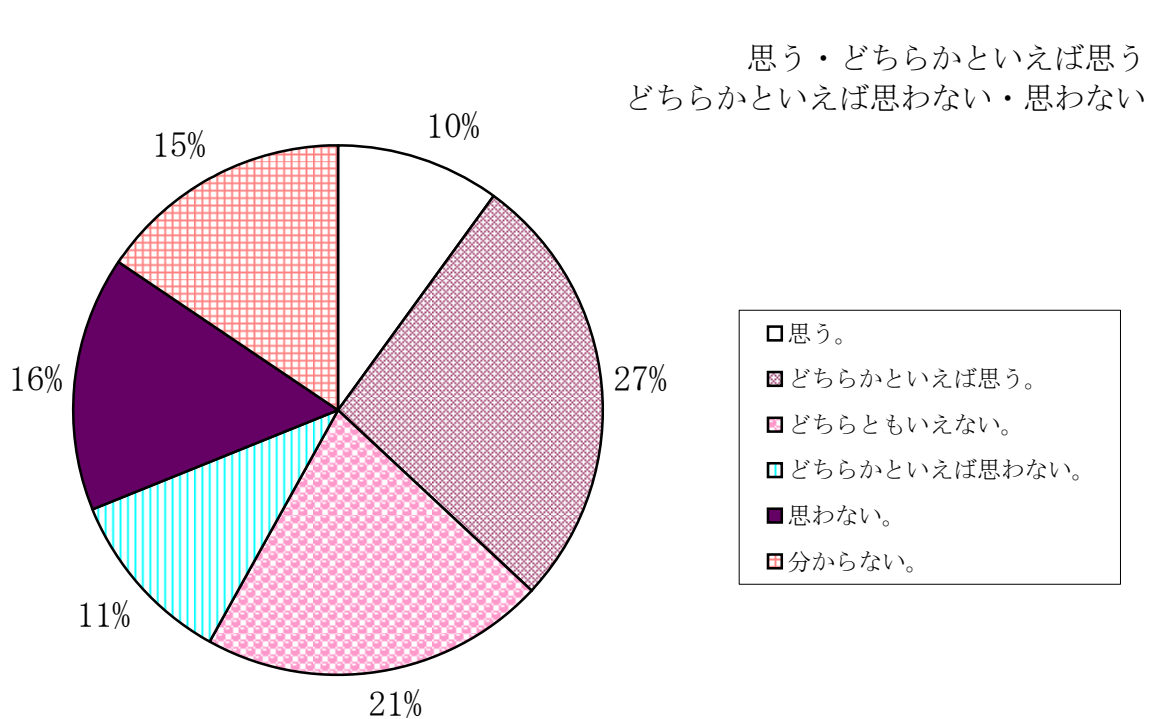
(2) あなたは、工事費内訳明細書の確認は入札談合を防止する上で有効であると思いますか。



思う・どちらかといえば思う  
 どちらかといえば思わない・思わない

小計  
 44%  
 28%

(3) あなたは、入札結果の事後的・統計的分析は入札談合を防止する上で有効であると思いますか。



思う・どちらかといえば思う  
 どちらかといえば思わない・思わない

小計  
 37%  
 27%

## 実地監察の対象機関等（入札談合防止）

年度	対象機関等	
19	陸上自衛隊	補給統制本部
	海上自衛隊	海上幕僚監部
		補給本部
	航空自衛隊	補給本部
	技術研究本部	内部部局
	装備施設本部	
20	陸上自衛隊	北海道補給処
	海上自衛隊	呉地方隊
	航空自衛隊	第1補給処
	地方防衛局	北関東防衛局、沖縄防衛局

## 防衛監察対象職員数（機関等別）

機 関 等 名	事務官等／自衛官	人 数
内部部局	－事務官等－	42名 (42名)
統合幕僚監部	－事務官等 －自衛官－	6名 (1名) (5名)
陸上自衛隊	－事務官等－ －自衛官－	87名 (20名) (67名)
海上自衛隊	－事務官等－ －自衛官－	57名 (9名) (48名)
航空自衛隊	－事務官等－ －自衛官－	135名 (27名) (108名)
情報本部	－事務官等－ －自衛官－	8名 (2名) (6名)
装備施設本部	－事務官等－ －自衛官－	39名 (35名) (4名)
北海道防衛局	－事務官等－ －自衛官－	27名 (26名) (1名)
北関東防衛局	－事務官等－	52名 (52名)
近畿中部防衛局	－事務官等－ －自衛官－	36名 (29名) (7名)
沖縄防衛局	－事務官等－	41名 (41名)
合 計	－事務官等－ －自衛官－	530名 (284名) (246名)

## 調査状況（自衛隊員倫理規程等の遵守）

## ア ゴルフ

区 分	全体人数：530名 (すべての監察対象職員に占める割合)
現在ゴルフをしていると回答した者	83名(15.7%)
倫理規程等の施行前に利害関係者と共にゴルフをしたことがあると回答した者	10名(1.9%)
倫理規程等の施行後に同規程等に違反して利害関係者と共にゴルフをしたことがあると回答した者	0名(0%)

## イ マージャン

区 分	全体人数：530名 (すべての監察対象職員に占める割合)
現在マージャンをしていると回答した者	27名(5.1%)
倫理規程等の施行前に利害関係者と共にマージャンをしたことがあると回答した者	2名(0.4%)
倫理規程等の施行後に同規程等に違反して利害関係者と共にマージャンをしたことがあると回答した者	0名(0%)

## ウ 飲食

区 分	全体人数：530名 (すべての監察対象職員に占める割合)
倫理規程等の施行後に、同規程等に違反して利害関係者と共に飲食をしたことがあると回答した者	0名(0%)
倫理規程等の施行前や倫理規程等に違反するものではないが、これまで国内・国外を問わず利害関係者と共に飲食をしたことがあると回答した者	264名(49.8%)

## エ 物品の贈与

区 分	全体人数：530名 (すべての監察対象職員に占める割合)
倫理規程等の施行後に同規程等に違反して利害関係者から物品の贈与を受けたことがあると回答した者	0名(0%)
倫理規程等の施行前に利害関係者から物品の贈与を受けたことがあると回答した者	63名(11.9%)



## アンケート実施対象機関等（法令遵守の意識・態勢）

対象機関等（回答者数）	
内部部局（293）	
防衛大学校（259）	
防衛医科大学校（283）	
防衛研究所（111）	
統合幕僚監部（187）	
陸上自衛隊 （12,615）	陸上幕僚監部（269） 北部方面隊（2,344）、東北方面隊（1,997）、 東部方面隊（1,823）、中部方面隊（1,877）、 西部方面隊（2,162）、中央即応集団（603）、 各学校（832）、各補給処（483）、各病院（225）
海上自衛隊 （7,366）	海上幕僚監部（259） 自衛艦隊司令部（132）、護衛艦隊（2,014）、 航空集団（993）、潜水艦隊（651）、 掃海隊群（267）、海洋業務群（176）、 開発隊群（93）、佐世保地方隊（1,422）、 大湊地方隊（853）、教育航空集団（506）
航空自衛隊 （6,520）	航空幕僚監部（267） 航空総隊（2,704）、航空支援集団（1,485）、 航空教育集団（1,046）、航空開発実験集団（244）、 補給本部（344）、大臣直轄部隊（430）
情報本部（274）	
技術研究本部 （565）	内部部局（202）、航空装備研究所（111）、 陸上装備研究所（76）、艦艇装備研究所（75）、 電子装備研究所（65）、先進技術推進センター（36）
装備施設本部（229）	
地方防衛局 （621）	近畿中部防衛局（150）、中国四国防衛局（131）、 九州防衛局（140）、沖縄防衛局（200）
合計（29,323）	

主な実地監察対象部隊等（民間企業の懸賞論文への応募）

航空幕僚監部

航空総隊司令部

中部航空方面隊司令部

第6航空団司令部

第6航空団飛行群

第6航空団整備補給群

第6航空団基地業務群

西部航空方面隊司令部

南西航空混成団司令部

第83航空隊司令部

航空支援集団司令部

航空救難団司令部

秋田救難隊

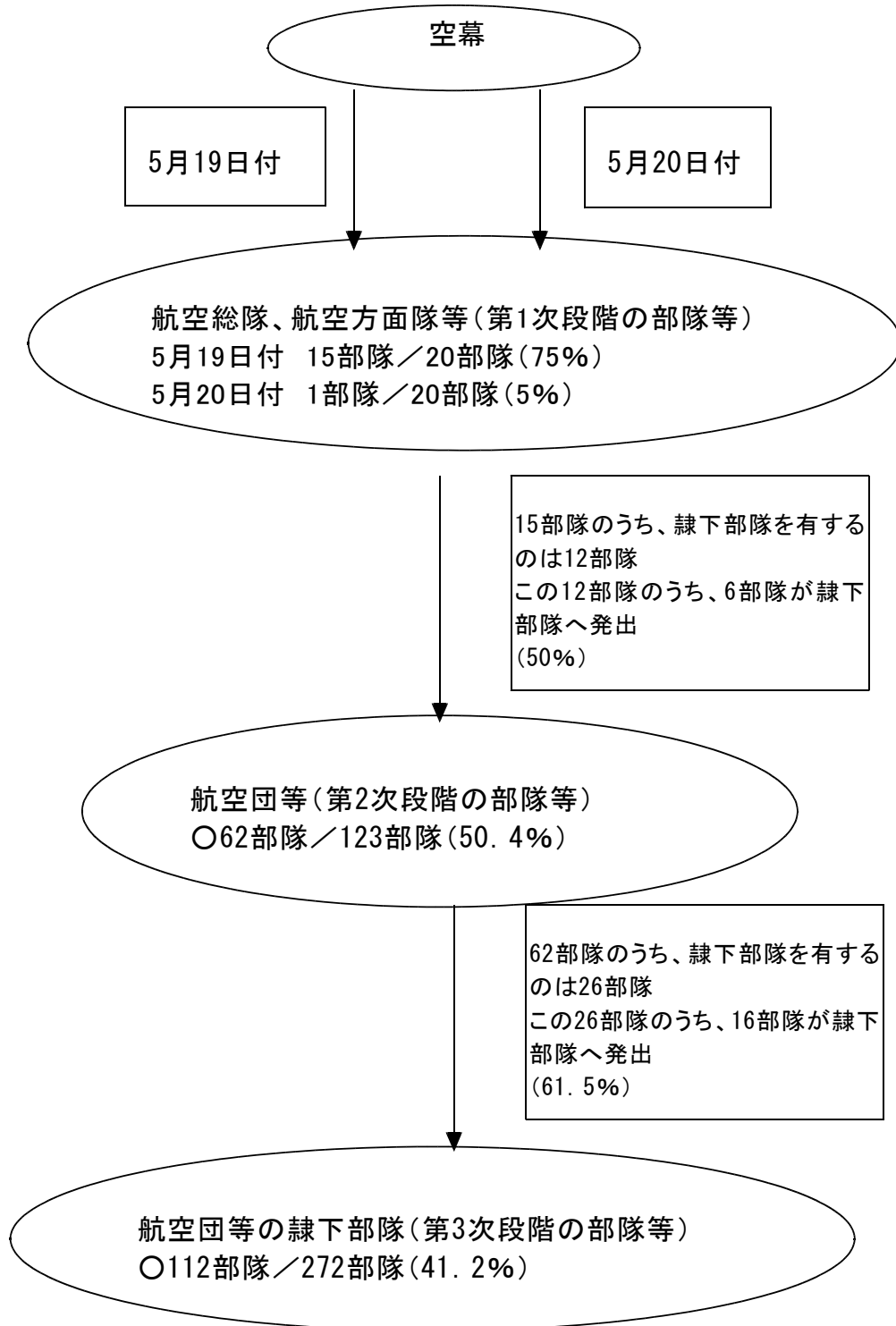
松島救難隊

那覇救難隊

三沢ヘリコプター空輸隊

那覇ヘリコプター空輸隊

空幕ファックスの部隊等への発出状況



前人教部長の書簡の部隊等への発出状況

